

第1 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

新型コロナウイルス感染症が完全に収束していない状況下であり、第2・第3波に備え、国と地方自治体が強力で結束した対応を図っていくため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療提供体制の確保について

(1) 医療機関がマスク、アルコール消毒液、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を十分に確保できるよう、安定的な供給体制を構築すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた検査体制及び医療提供体制の構築に向け、各自治体や医療機関において、より一層の連携が求められるため、引き続き長崎県の主導のもと、積極的な取組みを進めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が生じ、また、他の医療機関においても、受診抑制などの影響により、本来確保できるはずの収益が得られない状況となっている。地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないよう、十分な財政措置を講じること。

また、県においては、これらの支援拡充について、十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

医療政策課

【予算額】(令和2年度) 25,729,196千円

(令和3年度) 9,861,548千円

(措置状況)

(1)

マスクなどの医療資材については、これまでも県の備蓄物資や国から提供される物資を感染症指定医療機関等へ配布してきたところであり、今後も関係医療機関のニーズを把握しながら計画的に配布する予定である。

また、人工呼吸器などの医療用資機材については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、各医療機関へニーズ調査を行ったうえで、導入を希望する医療機関へその経費を補助しているところである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた検査体制や医療提供体制の拡充・強化については、県が主体となって体制整備を進めてきたところである。

11月には「受診・相談センター」を設置し、かかりつけ医がいない方や土日、祝日、深夜等かかりつけ医と連絡が取れない時に相談できる体制を構築するとともに、専用の診察室を設置するなど感染防止対策を取った上で発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定を進めているところであり、これまでに、離島を含めて県内全ての医療圏に355の医療機関を指定したところである。また、ドライブスルー方式で集中的に検査を行う地域外来・検査センターを設置するとともに、医療機関や検査機関への検査機器の導入を支援し、12月末までに1日に2100件の検査が可能な体制を整備したところである。医療提供体制については、県内の関係団体や医療機関等と協議・調整を行い、感染拡大の状況に応じて段階的に病床を確保する病床確保計画を策定し、感染ピーク時には395床の病床を確保している。

今後も引き続き、検査体制、医療提供体制の整備、充実に努めてまいりたい。

(2)

新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関については、これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、患者受入のための空床補てんや設備整備等について支援を実施しているほか、新型コロナ患者の受入にかかわらず、全ての医療機関に対して、感染防止対策を図りながら一般診療を継続するための支援を行っている。

国会の第3次補正予算には、現下の感染拡大の影響を踏まえ、医療機関に対する緊急的臨時的な支援策が盛り込まれているが、新型コロナウイルス感染症の長期化により、受診控え等による医療機関の経営悪化が指摘されており、地域医療を支える医療機関に対する手厚い支援について、引き続き国へ働きかけを行ってまいりたい。

2. 検査体制等の強化について

感染が疑われる方等に対するPCR等の検査体制については、唾液による検査が保険適用となったことに加え、長崎県における国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した検査機器の購入支援などにより、感染拡大に備えた検査体制の拡充が進んでいるが、検査体制等を更に強化するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

- (1) 検査体制等の拡充に伴い、看護師や臨床検査技師などの専門人材を確保すること。
- (2) 陽性者の増加に備え、十分な宿泊療養施設を確保すること。
- (3) 検査実施人員が限られる離島については、人的・物的支援を行うこと。
- (4) 長崎県医師会を中心に進められている「かかりつけ医によるPCR検査」の迅速な実施に向け、県として必要に応じた支援等を積極的に行うこと。

医療政策課

【予算額】(令和2年度) 25,729,196千円
(令和3年度) 9,861,548千円

(措置状況)

(1)

検査体制については、医療機関や検査機関への検査機器の導入を支援するとともに、検査を担当する臨床検査技師を対象とした研修会を開催し、検査機器を初めて導入した医療機関には、検査を担当する職員への研修を行うなど、検査機器の導入と人材の育成をあわせて実施しているところである。

(2)

新型コロナウイルス感染拡大に備えた軽症者等用の宿泊療養施設については、県内全ての二次医療圏に整備しているが、12月からの第3波の感染拡大に対応するため、感染者が急増した長崎医療圏、壱岐医療圏、五島医療圏ではさらに宿泊療養施設を確保し、現在、12施設384室を確保したところである。

(3)

離島においても、各拠点病院に検査機器を整備するとともに、検査技師への研修を行い、島内で検査が可能な体制を整備しているところである。離島においてクラスターが発生し、島内での検査が困難な場合は、検体を本土に運び、県環境保健研究センター等で検査する体制を整備している。

(4)

県は当初より県医師会や長崎大学などとの積極的な連携を図り、県医師会と集合契約を締結し、かかりつけ医による検査体制の拡充に努めているところであり、現在460の医療機関に参加していただいている。今後も県医師会と連携して参加医療機関の拡大に努めるとともに、集合契約に参加する医療機関に対しては、感染防護資材を優先配布するなどして支援しているところである。

感染者を早期に発見して、感染者の重症化を防止するとともに、感染拡大を防止するためには、各地域で迅速に検査することが可能な体制を構築することが重要であり、引き続き、検査体制の整備、充実に努めてまいりたい。

3. 東京一極集中の是正と地方の活性化について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、我が国の課題やリスクが改めて浮き彫りとなった。

特に、大都市において人口密度が高く、集住して日常活動を行うことのリスクや、経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることのリスクが改めて認識されている。

一方、今回の感染症拡大に伴い、人の移動に制約があった中で、テレワークなどのリモートサービスの活用・定着が進み始めたことは、国民の意識変化につながっており、今回の経験を契機に、働き方を変えたり地方移住を前向きに考えるという気運が増している。

このことは、東京一極集中の是正と地方の活性化から見ればチャンスであることから、ポストコロナを見据え、都市部の企業や人の地方への動きを加速させるため、地方移住、企業の地方移転及び地場企業の育成に係る施策を一層強化し、併せて、地方の取り組みを推進するための地方創生推進交付金をはじめとして関連予算を確保・充実するよう国に働きかけること。

●企業振興課

【予算額】(令和2年度)673,800 千円
(令和3年度)743,524 千円

(措置状況)

県においては、コロナ禍に端を発した製造業の国内回帰や、国内工場・オフィスの地方への拠点分散の動きを捉えた立地を促進するため、他県に引けを取らない手厚い支援制度を設けて積極的な誘致活動を行っているところである。製造業においては、県の支援のもと市が造成した工業団地等に自動車関連や医療関連等の立地が進んでおり、また、事務系企業については、人口集積地に大手保険会社やBPOなどのバックオフィスを多数誘致するとともに、最近では離島も含めて情報サービス系企業の立地が続くなど、良質な雇用の創出に努めているところである。

県の立地支援制度については、社会経済状況の変化に対応するため適宜見直しを行っているところであり、今般の感染症リスク軽減を含めた拠点分散の動きも踏まえ、今後とも柔軟に制度改正等について検討していく。

●政策企画課

(措置状況)

東京一極集中の是正と地方の活性化への財政支援措置として、内閣府の地方創生推進交付金においては、令和元年度に引き続き、令和2年度当初予算で1,000億円が措置されており、令和3年度当初予算では1,000億円が計上されている。さらに、令和2年度補正予算において新たに地方創生テレワーク交付金100億円が計上されている。

県においては、地域の活力再生や移住定住推進など継続的に地方創生に関する施策を推進できるように、これまでと同等以上の予算を確保する必要があるため、国の動向を注視しつつ、市町及び関係団体と連携しながら、支援制度の拡充も含めた総合的な対策について、国へ対して働きかけていくこととしている。

●産業政策課

(措置状況)

県では、次なる基幹産業の創出に向け、海洋エネルギー関連産業、AI・IoT・ロボット関連産業、航空機関連産業の3分野を、今後の県内産業を支える成長分野と位置づけ、専門人材の育成や企業の誘致・育成、新技術の開発支援などに取り組んでいる。

海洋エネルギー関連産業では、関連企業の立地による拠点形成を図るため、分野ごとに中核となる県内企業の育成やサプライチェーンの構築に重点的に取り組み、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会を組織し、産学官連携による技術開発・専門人材の育成に取り組んでいる。

AI・IoT・ロボット関連産業では、近年、日本を代表する情報サービス系企業の研究・開発拠点が相次いで立地しており、こうした企業と地場の情報産業関連企業の連携を進めるとともに、大学と連携し、情報系人材の育成を図ることにより、県内企業の事業拡大を目指している。

航空機関連産業では、世界的な需要拡大を取り込み受注拡大と雇用創出を図るため、県内企業の新規参入や企業間連携によるサプライチェーンの充実・強化を促進するとともに、航空機産業クラスター協議会を立ち上げ、具体的な技術認証の取組や技術力向上のための取組への支援など必要な環境整備に取り組んでいる。

●地域づくり推進課

【予算額】(令和2年度) 284,631千円

(R2.4月臨時補正) 3,298千円

(R2.6月補正) 45,360千円

(令和3年度) 326,804千円

(措置状況)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方回帰、移住の機運が高まっており、新規の相談件数も増えていることから、移住相談会をオンラインで開催するなど、移住相談の質的量的な充実に取り組むとともに、移住専用ホームページのリニューアルや情報発信コーディネーターの配置、さらには、本県の魅力や変わりゆく姿などを盛り込んだ動画を制作し、SNS等を活用して大都市圏を中心に発信するなど情報発信面の強化を行った。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな働き方の拡大を踏まえ、県内市町とも連携し、「リモートワークin長崎プロジェクト」として、市町が実施するリモートワークやワーケーションの受入態勢整備に対する支援や、県内の受入環境等の情報発信などに取り組んできた。

4. 地方財源の確保について

- (1) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するよう国に働きかけること。

- (2) 令和2年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により減少することが想定され、個別の自治体ごとでも、推計基準税額と課税実績額との間に大きな乖離が生じることが想定されるため、減収補てん債の対象税目を拡大するよう国に働きかけること。

市町村課

(措置状況)

(1)

措置状況は以下の提言に対する措置状況と同一である。

第2 1. 都市財政の充実強化について

(2) 一般財源の総額確保等について

(2) 減収補てん債の対象税目の拡大について

【国への要望等】

全国知事会を通じて、国へ以下のとおり要望を行った。

【制度見直し等の状況】

第204回国会に提出された地方交付税法等の一部を改正する法律案の中で、地方財政法の改正等を盛り込まれ、令和2年度に限り、減収補てん債の以下の対象税目が拡大されることとなった。

(都道府県)	(市町村)
地方消費税	地方消費税交付金
不動産取得税	
道府県たばこ税・ 市町村たばこ税都道府県交付金	市町村たばこ税
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税交付金
軽油引取税	軽油引取税交付金
地方揮発油譲与税	地方揮発油譲与税
航空機燃料譲与税	航空機燃料譲与税

《全国知事会 地方税財源の確保・充実等に関する提言（令和2年6月実施）》

○新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

・ 減収補てん債制度の拡充など安定的な資金確保に向けた支援

今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は
地方消費税を減収補てん債の対象に追加すべきである。

5. 公共交通事業者等への支援救済について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大に伴い、国においては、令和2年4月7日付で「緊急事態宣言」が発出され、様々な業種や規模の事業者に対する営業自粛や休止等の要請に加え、市民の生活においても、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動等の自粛が促されたところである。

そのような中であっても、公共交通事業者は市民生活や経済活動において不可欠となる移動手段を確保する必要がある、継続的な公共交通網の運営が求められている。

このため、各公共交通事業者においては、利用者の著しい減少により、経営環境が急速に悪化しており、また、宣言解除後もコロナ禍前の常態に戻っておらず、安定的な公共交通の持続化が懸念され、宿泊施設や観光交流施設等にも、多大な影響を及ぼしているところである。

公共交通機関は国民の日常生活と地域経済を支える重要なインフラであり、また宿泊施設や観光交流施設等においても、経済の活性化に欠かすことができないことから、将来にわたって持続確保するため、公共交通事業者等の現状を鑑みた支援救済制度を講ずるとともに、国に対しても働きかけること。

交通政策課、観光振興課

【予算額】

(令和2年度)1,136,180千円(交通政策課)、3,581,287千円(観光振興課)

(令和3年度)200,000千円(交通政策課)、—(観光振興課)

(措置状況)

公共交通事業者については、地域住民の日常生活や経済活動、そして交流人口の拡大において、重要な役割を担っていると認識している。

新型コロナウイルス感染症の影響で、公共交通機関での利用者数や運送収入が大きく減少し、交通事業者の経営にも大きな影響が出ていると聞いており、県においては、感染予防対策を講じながら事業を継続する交通事業者に対し、支援を行っている。

具体的には、定期路線バス、貸切バス、地域鉄軌道、タクシー、航路、自動車運転代行業に対して、運行車両数等に応じた奨励金を交付している。また、オリエンタルエアブリッジ(ORC)の機体導入に対する支援を通して離島航空路線の安定化に努めている。

その他、欠損補助航路事業者については、既存の補助制度で支援していくこととしている。

一方、国の2次補正予算及び3次補正予算においては、公共交通における感染拡大防止対策に係る支援策が講じられたが、今後も離島航路や航空路の確保・維持に向け、国に対する働きかけを行って参りたい。(交通政策課)

深刻な影響を受けた観光関連事業者に対しては、国の臨時交付金を活用した累次の補正予算により、交通事業者や宿泊事業者、観光協会等が取り組む雇用の維持や受入態勢強化の取組についての支援のほか、宿泊施設が取り組む「新しい旅行スタイル」に対応し、客室単価増につながる改修や宿泊者が衛生的で快適に過ごせる態勢整備への支援など、積極的な対策を講じてきたところである。

また、令和2年6月から7月までは旅行需要の喚起を図るため、県内及び全国からの誘客キャンペーンを、11月からは県内の周遊観光を促進するため「リアル宝探しイベント」を実施しているところ。さらに、国においては、宿泊施設の割引や、観光交流施設でも使用できる地域共通クーポンの配布等の「Go To トラベルキャンペーン」を実施中である(現在停止中)。

県としては、引き続き「リアル宝探しイベント」の実施や、国の「Go To トラベルキャンペーン」再開後の旅行需要を本県にしっかりと取り込むことに全力を傾注し、宿泊施設や観光交流施設を含めた観光産業の早期回復に結び付けてまいりたいと考えている。(観光振興課)

(参考)

◎令和2年6月追加補正予算

○公共交通事業継続等支援事業 811,500千円

地域公共交通事業者における感染症拡大防止対策を講じながら事業を継続する取組を支援

- ・路線バス 1台 300千円 (1事業者上限 100,000千円)
- ・タクシー 1台 50千円 (1事業者上限 10,000千円)
- ・地域鉄軌道 鉄道: 1両 2,000千円 軌道: 1両 300千円
- ・航路(補助航路を除く) カーフェリー 1隻 10,000千円
旅客船(20トン以上) 1隻 5,000千円
旅客船(20トン未満) 1隻 500千円

○離島航空路線確保緊急支援事業 194,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響が大きい離島航空路線の安定化を図るため、オリエンタルエアブリッジの航空機購入に対する支援を実施 補助率1/2以内

◎令和2年9月補正予算

○公共交通事業継続等支援事業 130,680千円

貸切バス事業者及び自動車運転代行事業者における感染症拡大防止対策を講じながら事業を継続する取組を支援

- ・貸切バス 1台 200千円
- ・運転代行 1台 30千円

第2 都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること

④ 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

また、平成30年度税制改正において創設された特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い2年間の延長及び対象資産の拡充が検討されているところであるが、今後、これを除く新たな特例措置を設けないこと。

税務課

(1) —①②

偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築は引き続き県・市町共通の課題であると認識している。これまで知事会を通じ、あるいは累次の政府施策要望において、県からも国へ要望してきたところである。

第156回九州地方知事会議において地方税収の安定に資するとして、法人事業税収入金課税の維持ないし地方団体の財政への配慮を提言している。

(1) —③

ゴルフ場利用税は県・市町ともに貴重な自主財源となっていることから、第156回九州地方知事会議においてその堅持を九州各県から国へ提言している。令和3年度税制改正においても現行制度が堅持された。

(1) —④

固定資産税は、固定資産の所有と行政サービスの受益関係に着目して所有者に課税され、市町村の貴重な自主財源であることから、県としても現行制度を堅持すべきと認識している。

償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策など真にやむを得ないものを除けば、令和3年度税制改正大綱において創設されていない。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和2年度の地方財政計画について、地方法人課税の偏在是正に係る経費や防災・減災・国土強靱化のための事業費が確保されている。

引き続き、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい福祉などの対人社会サービスや、人づく

り・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。

- ② 地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和2年度の地方財政計画においては約3.1兆円となっており、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を拡充されているが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

市町村課

(措置状況)

【国への要望等】

長崎県政府施策要望として、国へ以下のとおり要望を行った。

【制度見直し等の状況】

(2) 一般財源の総額確保等について

地方財源の確保

一般財源総額 63 兆 1,432 億円 (前年度比 ▲ 2,886 億円、▲ 0.5%)

一般財源 (水準超経費除き) の総額 61 兆 9,932 億円 (同 +2,414 億円、+0.4%)

※一般財源比率 (臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 64.3%程度

- ・ 地方税 38 兆 802 億円 (前年度比 ▲ 2 兆 8,564 億円、▲ 7.0%)
- ・ 地方譲与税 1 兆 8,219 億円 (同 ▲ 7,867 億円、▲ 30.2%)
- ・ 地方交付税 17 兆 4,385 億円 (同 + 8,503 億円、+ 5.1%)
- ・ 地方特例交付金 3,577 億円 (同 + 1,570 億円、+ 78.2%)
- ・ 臨時財政対策債 5 兆 4,796 億円 (同 + 2 兆 3,399 億円、+ 74.5%)

地域デジタル社会の推進

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費 (仮称)」2,000 億円を計上 (令和3・4年度)。

まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和3年度においても、引き続き1兆円を確保。

地域社会再生事業費

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和3年度においても、引き続き4,200億円を計上。

社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上。

・ 社会保障の充実分の事業費	2兆 7,078 億円
・ 社会保障 4 経費に係る公経済負担増分の事業費	6,298 億円
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆 5,791 億円

緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の事業期間の延長等

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充（「緊急自然災害防止対策事業費」は事業費を 1,000 億円増額）した上で、事業期間を 5 年間延長。

緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラ整備の推進のため、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充。

防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の着実な推進を図るため、国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置。

※ 対策の初年度（令和 3 年度）については、令和 2 年度第 3 次補正予算により措置。

（3）国庫補助負担金の見直し等について

◆超過負担の解消等

令和 3 年度予算の概算要求時において、総務省から各府省に対し、超過負担の解消や、地方の意見を踏まえた現行制度の改正等について要請がなされている。

<令和 3 年度の主な申し入れの内容>

○東日本大震災からの復興の推進及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

- 新型コロナウイルス感染症への対応の推進
- 次世代型行政サービスの推進
- 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 子育て支援施策の一層の充実
- 全世代型社会保障制度改革の推進
- 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 廃棄物処理体制の広域化の推進

《長崎県政府施策要望（令和2年6月実施）》

◆地方創生・人口減少対策、防災減災対策に必要な財源措置の充実について

地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災事業などの地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、より一層の地方税財源の充実強化を図ること

1 地方創生の推進

- (1) 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）」の拡充及び「地域社会再生事業費（0.4兆円）」の維持・確保をするとともに、その算定については条件不利地域等に配慮すること
- (2) 地方創生推進交付金については、令和2年度予算で1,000億円が措置されたことを踏まえ、地域の活力再生や移住定住推進など、引続き地方の需要に応じた十分な額を確保すること
- (3) 地方交付税の算定において、主要な測定単位である人口の基礎数値が令和2年国勢調査に基づく数値に切り替わることによる影響を最小限に留めるため、人口急減補正の拡充などの措置を講じること

2 一般財源総額の確保

- (1) 安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、社会保障関係費や臨時財政対策債償還費の増加について、包括算定経費などの行政経費を単純に圧縮して対応するのではなく、適切に財政需要を積み上げること
- (3) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

3 防災・減災対策に係る地方財政措置の延長

これまでも県民の安全・安心を確保するため防災・減災対策については集中的に実施してきたが、近年の大規模な風水害等の多発化により、さらに需要が増えてきていることから、引続き地方が防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

財政課

(措置状況)

○県単独補助事業については、本県の厳しい財政状況を踏まえ、「長崎県行財政改革推進プラン」等により、施策の選択と集中をより一層進めるとともに、毎年度の予算編成等において内容の見直しを行うこととしている。

○見直しに当たり、例えば、事業の立ち上げ支援や、交付税措置が市町になされるものなどについては、事業の成果や緊急性、県の関与の必要性、支援方法の妥当性等について、補助金ごとに、関係団体・市町等の意見も踏まえながら、見直しを検討してまいりたい。

2. 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

スマートフォン等の普及により、無線による高速通信サービスも提供され始めており、今後、新たな無線技術を用いたより高速なサービスの提供も見込まれる。すべての世帯で超高速ブロードバンドが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、国の令和2年度第2次補正予算で財政措置が行われたところであるが、引き続き、有線・無線を問わず民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに整備後の維持管理に対する支援措置の拡充を図ること。

情報政策課

(措置状況)

条件不利地域における超高速ブロードバンド整備への財政支援措置として、総務省の「高度無線環境整備推進事業」において令和2年度当初予算で52.7億円、1次補正で30.3億円、2次補正で501.6億円が措置されており、令和3年度総務省所管当初(案)では36.8億円が計上されている。

また、県においては、国に対し、維持管理に対する支援策の充実を図ること、現行のユニバーサルサービス制度を見直し、超高速ブロードバンド並びに5Gを含む携帯電話の情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とすることを求めているところである。

3. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応じていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

水環境対策課

【予算額】

(令和2年度) 279,811千円 (令和3年度) 263,754千円

(措置状況)

浄化槽設置整備事業の財源確保については、政府施策提案で国へ要望を行うなど、県としても市町による設置促進に努めている。

また、生活排水からの公共水域への汚濁負荷低減に対する効果では、浄化槽も下水道と同等であることを踏まえた、浄化槽の維持管理に対する財政措置の制度創設を、政府施策提案で国へ要望を行っている。

なお、県補助金の補正係数の減については、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等を踏まえ、補助対象基数を確保するなかで見直したものであり、ご理解をいただきたい。

4. 公共下水道への財政措置の拡大について

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望すると共に、特に、施設の耐震化や老朽化に伴う改築・更新事業に対する「防災・安全交付金」の予算額確保について強く要望する。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要がある、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成5年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

資源循環推進課

(措置状況)

(1)

財源確保については、政府施策提案で国へ要望を行っている。

(2)

接続率の向上は、下水道事業の経営安定化を図るうえで重要であるため、未普及対策や耐震化・老朽化対策と合わせた予算の確保について、政府施策提案で国へ要望を行っている。

(3)

県内の下水道事業を推進するうえで、現行の補助制度の堅持は不可欠と考えているので、下水道整備促進全国大会を通じて国へ要望を行っている。

5. 廃棄物処理対策の強化について

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

資源循環推進課

(措置状況)

①新たな廃棄物処理施設整備を伴わない廃棄物処理施設の解体については、循環型社会形成推進交付金の補助対象とすべきことを国へ要望している（令和2年度全国環境衛生・廃棄物関係課長会重点要望事項）。

なお、県単独補助については、解体に伴うダイオキシン対策費用の高騰等の理由から、期間を限定して、平成20年度から平成24年度までの5年間実施し、当時、長期にわたる放置、崩壊の危険性、ダイオキシンによる環境汚染の懸念等の問題があった施設のほとんどが解体され、解体費用も約半額になったことから廃止している。今後、県が追加支援を実施することは困難と考えている。

このため、廃棄物処理施設の解体については、循環型社会推進交付金交付要件（循環型社会の構築につながるシステムづくりに必要な施設を併せて整備する等）に合致するような工夫や、他の財政支援制度の積極的な活用をお願いする。なお、実施にあたっては、実施方法や財源の見通し等の事前計画が重要となることから、早めの相談をお願いする。

<その他の財政支援制度>

① 公共施設等適正管理推進事業債（特例措置）

特例期間：令和3年度まで（以降未定）

補助率等：地方債の充当率：90%（交付税措置なし）

②合併特例債

特例期間：合併から20年間の間

補助率等：地方債の充当率：95%（うち交付税措置70%）

③過疎対策事業債

特例期間：令和2年度までの間（令和3年度法改正予定）

補助率等：地方債の充当率：100%（うち交付税措置70%）

②一般廃棄物処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金については、事業主体の要望どおり交付されるよう、十分な財源を確保すること等の支援強化を国へ要望している（令和2年度全国環境衛生・廃棄物関係課長会重点要望項目）。

(2) 容器包装リサイクル法について

① 容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度については、全国一律の制度として、課題となっている回収率や回収コスト等の解決を図り、法制化を早期に実施するよう国に求めること。

資源循環推進課

(措置状況)

① リサイクルの推進にあたっては、全国知事会の令和3年度政府要望を通じ、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図るよう国へ要望している。

(3) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。
- ② 家電リサイクル法については、いわゆる家電4品目だけでなく、電子レンジ等の大型・重量家電品について対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。
- ③ 指定引取場所については、家電リサイクル制度を支える仕組みとして、家電4品目の能率的かつ円滑な引渡しが確保されるよう、離島地区を含め、すべての市に設置するなど適正な配置を行うよう国に求めること。
- ④ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体が積極的にその対策に取り組めるよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。

資源循環推進課

(措置状況)

①特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象4品目のリサイクル料金の前払い制度については、不適正処理対策の推進のため、費用徴収方法の見直しについて国へ要望している（全国知事会令和3年度政府要望）。

また、離島地区の収集運搬費用負担軽減については、一般財団法人家電製品協会による助成制度が平成21年度に創設され、令和5年度まで実施期間が延長されたところである。現在、香崎市しか制度を活用していないことから、他の市においては積極的な活用をお願いする。

②電子レンジ等の大型・重量家電品については、平成25年度から小型家電リサイクル法の対象品目とされており、同法に基づく適正処理が求められている。しかしながら、処理費用の高騰により市町等に負担が生じていることから、市町等の費用負担を軽減するため、制度の改善について国に要望していく。

③指定引取場所は、現在、県内4箇所に配置されている。引取場所を追加した場合、リサイクル料金の値上げにつながることも懸念されることから、国への要望は慎重な判断が必要と考える。

なお、指定引取場所については、平成21年10月より、家電リサイクルプラントのグループの区分に関わらず受け入れ可能となっており、利便性の向上が図られている。

④家電の不法投棄については、不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底と費用徴収方法の見直しについて国へ要望している（全国知事会令和3年度政府要望）。

なお、平成21年度から一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止の助成措置が行われており、令和5年度まで延長されたことから積極的な活用をお願いする。

(4) 小型家電リサイクル法について

小型家電リサイクル制度において自治体に逆有償による処理費用の負担など新たな財政負担が生じる場合は、国において財政支援措置を講じるよう国に求めること。

資源循環推進課

(措置状況)

処理費用の高騰により市町等に負担が生じていることから、市町等の費用負担を軽減するため、制度の改善について国に要望していく。

(5) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みの構築を国に求めること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。

資源循環推進課

(措置状況)

廃スプリングマットレスの処理については、平成13年3月の廃棄物処理法の改正で、国において「適正処理困難物」として位置づけ、当該製品の製造、加工、販売等の事業者が広域的に処理を行う「広域認定制度」が構築されている。

しかしながら、令和2年12月現在、処理を行う認定事業者がない状況にあることから、県としては、リサイクルや適正処理が円滑に進むよう、本制度の改善を含め、国へ働きかけていく。

6. 海岸漂着物対策の財政支援措置について

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

資源循環推進課

【予算額】(令和2年度) 657,976千円 (令和3年度) 635,381千円
(措置状況)

(1) 財政支援の継続について

本県選出の国会議員のご尽力があり、海岸漂着物処理推進法に国の財政上の措置が明記され、財源確保が図られている。

全額国費による対応については、全国知事会において国へ要望している。

なお、回収・処理等に要する財源の確保については、令和2年6月の「令和3年度政府施策に関する提案・要望書」を関係省庁へ提出している。

今後も本県の必要な財源確保等について、国に対して、引き続き要望していく。

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うための処理施設の整備については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金において、平成22年度から「漂流・漂着ごみ処理施設」が追加対象とされており、まずは、この制度(交付率:本土1/3、離島1/2)を活用されたい。

なお、回収された漂流・漂着ごみのリサイクルにつながる処理施設の整備や技術開発に関する支援措置については、必要に応じ国へ働きかけていく。

7. 治水事業に対する財政措置等について

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついでには、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

河川課

【予算額】

(令和2年度) 593,045千円 (令和3年度) 1,284,767千円
(措置状況)

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

・河道内の掘削・伐採については、今年度新たに創設された「緊急浚渫推進事業」を積極的に活用し、治水安全度が低くなった箇所から優先的に実施する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

・「緊急浚渫推進事業」は令和6年度までの事業期間であり、令和7年度以降も継続的な防災・減災対策を進めるため、事業の継続を国に働きかけていく。

8. 地方バス路線維持対策について

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

同一行政区域を運行する生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線の維持費用について助成すること。

(3) 路線撤退後の輸送手段の確保について

路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、集落の点在や交通弱者など地域の課題や運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。

(4) 県営バス路線廃止の申し入れについて

県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。

(5) 路線の維持費用の助成について

県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。

(6) 地域内フィーダー系統路線への支援について

地域内フィーダー系統路線に対して運行費補助等の支援制度を設けること。

(7) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(1) (2) (3) (5) (6) について

新幹線・総合交通対策課

【予算額】(令和2年度) 265,604千円 (令和3年度) 255,994千円
(措置状況)

国の補助制度(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)における要件緩和(平成23年度において収支率が55%未満の場合の市町の嵩上げ補助廃止。平成24年度においてキロ程要件の廃止等)に併せ、同制度の県費負担(長崎県バス運行対策費補助金)の補助要件について同様の改正を行った。

また、県単補助制度(長崎県生活バス路線運行対策費補助金)は、国の補助要件に満たないバス路線を対象としており、(輸送人員要件を国制度よりも緩和(国:1日あたり15人以上、県:1日あたり9人以上))また、同一行政区域を運行するバス路線についても補助対象としている。

バス路線の確保・維持については、国からの財政措置(特別交付税)を活用しながら、県市(町)で必要な負担をしていくものと考えている。

県としては、国と県が連携して路線維持費を補助している広域的幹線的な路線について、国に対し財源の確保を要望している。

(参考)

①長崎県バス運行対策費補助金(国1/2、県1/2)

国庫補助制度の対象バス路線(広域的幹線的路線)についての財政支援。

(補助項目)

地域間幹線系統確保維持費補助金・・・経常費用見込額と経常収益見込額の差額を補助

車両減価償却費等補助金・・・当該補助路線を主に運行する車両にかかる減価償却費等相当額を補助

②長崎県生活バス路線運行対策費補助金(県1/2、市町1/2)

県単補助制度の対象バス路線(準広域的幹線的路線)についての財政支援。

(補助項目)

路線維持費補助金・・・経常費用と経常収益の差額を補助

(4)(7)について

新幹線・総合交通対策課

【予算額】

(令和2年度) 301,922千円 (令和3年度) 275,359千円

(措置状況)

《県営バス路線廃止の申し入れについて》

バス事業者からの路線廃止の申し入れがあった場合は、地域の生活交通路線の確保・維持のために必要な代替策等を長崎県バス対策協議会及び分科会において協議・調整を行う。

《バス料金の低廉化について》

路線バス運賃のJR並みの低廉化については、国に対し、有人国境離島法とは異なる枠組において、新たな運賃低廉化を求める制度設計の要望であると認識している。

国において制度構築の検討がなされる場合には、その段階で県としての対応を検討していくことになるが、県としても厳しい財政状況の中、新たな財政支援を行うことは困難である。

9. 自然災害等対策事業に対する財源確保について

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続した財源確保について、国へ働きかけること。

砂防課

【予算額】

(令和2年度) 2,170,921千円 県事業(国交付金)
492,454千円 市町事業(県補助)
(令和3年度) 2,289,000千円 県事業(国交付金)
460,000千円 市町事業(県補助)

(措置状況)

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

急傾斜地崩壊対策事業については、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本とした「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の中で、「災害に強く、命を守る県土強靱化の推進」を土木部関係主要事業の一つに位置づけ取り組んでいる。

事業の採択要件を満たす4,157箇所のうち、令和2年度末までに県事業で711箇所、市町事業で474箇所の計1,185箇所が概成する予定であり、今後も積極的に整備促進に努めていく。(長崎県整備率:28.5% 全国整備率:約28%)

地元負担率の軽減については、これまでも避難路や避難場所、要援護者施設を有する場合などについて軽減措置がとられてきている。

今後も整備に必要な財源確保と地元負担軽減について、国に働きかけを行っていく。

○令和2年度決算見込状況

(単位:千円)

県事業(国交付金)		市町事業(県補助)		合計	
箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
56	2,908,981	46	492,454	102	3,401,435

※事業費ベース

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

港湾課

【予算額】

(令和2年度) (公共) 759,563千円 (単独) 501,280千円

(令和3年度) (公共) 778,248千円 (単独) 515,800千円

(措置状況)

- ・ 海岸事業については、高潮等による背後地浸水への対策や海岸施設の老朽化対策を継続的に行っており、国へ積極的に要望を行うなど補正予算も含め予算の確保に努めている。
- ・ 今年度は、高潮対策において長崎港、東望港、島原港、小浜港、七ツ釜港、面高港、福島港、玉ノ浦港、形上海岸、年崎海岸で施設整備を行い、老朽化対策において高島海岸、亀浦海岸、榎津海岸、貝鮒海岸、濃部海岸、島山海岸、位ノ端海岸で施設改良等の整備を行った。
- ・ また、単独事業において小規模の自然災害防止事業を行っており、台風等の自然災害を防止するための事業を行った。

10. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

県においては、社会資本整備総合交付金を活用した離島地域等交流促進基盤強化事業の終了に伴い、これに代わる制度新設の検討を行うこと。

また、旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。

さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次JR等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

(2) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも25年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

新幹線・総合交通対策課・地域づくり推進課

【予算額】

(令和2年度)

生活航路改善対策事業(離島住民割引) 5,228千円

国境離島航路運賃軽減事業 835,245千円

国境離島輸送コスト支援事業 158,905千円

(令和3年度)

生活航路改善対策事業(離島住民割引) 6,170千円

国境離島航路運賃軽減事業 771,552千円

国境離島輸送コスト支援事業 163,690千円

(措置状況)

「長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金」については、事業計画期間の終了に伴い、平成30年度をもって補助事業は終了した。

旅客運賃の低廉化に係る県計画への盛り込みについては、平成29年9月に作成した同計画に掲載済みであり、財源の確保については、国へも要望しており、必要な財源の確保に努めていく。

国境離島地域以外の航路におけるJR等本土交通機関への比較基準への見直しについては、国境離島と他の離島とは状況が異なることから、有人国境離島以外への同様の航路運賃の運賃低廉化を直ちに実現することは難しい状況にあると考える。

離島航路における貨物運送に係る運賃低廉化については、現在、国の離島活性化交付金及び地域社会維持推進交付金による輸送コスト支援によって、各離島市町が指定する戦略産品や農水産品の出荷及び原材料等の輸送にかかる費用が低廉化されている。

このうち、離島活性化交付金については、令和元年度から戦略産品の輸送コスト支援に係る対象品目数が4品目から5品目に拡大されたところであるが、今後とも、関係市町の意見を踏まえながら、支援対象の拡大等を国に要望してまいりたい。

ジェットfoilは、離島に暮らす方の日常生活の維持だけでなく、観光など交流人口拡大の観点からも重要な役割を果たしている。現在、県内のジェットfoilの船齢が25年を超えているが、ジェットfoilの建造船価は、導入当時と比べて高額(1隻約50億円)であり、航路事業者のみで更新を行うことは困難と思われることから、県では、政府施策要望において、ジェットfoilの建造(更新)を促進するための補助制度の新設を国に要望している。

また、県においては、随時、造船事業者や航路事業者へのヒアリングを行うとともに、平成28年度からは、本県が主体となって、連続建造の実現に向けた全国の関係自治体との情報交換会を実施しており、今後も引き続きジェットfoil更新の実現に向けて取り組んでまいりたい。

〔参考〕○離島住民運賃割引制度

・地域の陸上交通運賃水準までの差を最大引き下げ幅として、航路運賃と協議会決定運賃との差額の1/2を国が補助し、残り1/2を県と市町が補助する制度

〔参考〕

○離島住民運賃割引制度

・地域の陸上交通運賃水準までの差を最大引き下げ幅として、航路運賃と協議会決定運賃との差額の1/2を国が補助し、残り1/2を県と市町が補助する制度

11. 離島航空路線の維持について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、交流人口の拡大に繋がっているが、地方航空会社が運航している路線において、今後の機材更新が課題となっている。

航空路線の安定的な維持を図るため、機材更新の補助対象割合が拡大されるよう国に働きかけ、地方公共団体の負担が必要な場合には県が負担すること。

また、今後、交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成30年10月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。

新幹線・総合交通対策課

【予算額】

(令和2年度) 585, 514千円

(令和2年6月補正) 194, 000千円

(令和3年度) 572, 567千円

(措置状況)

円滑な機材更新に向けて、令和2年度政府施策要望において、航空機減価償却費を費用とする離島航空路線運航費等補助金の算出方法の見直しや、機体購入費補助対象の拡大について要望を行った。

また、同様の項目については長崎県知事が会長を務める全国地域航空システム推進協議会を通じて国に対して要望を行っている。

今後も政府施策要望等の県単独の要望に加え、全国地域航空システム推進協議会を通じた要望等他県や運航事業者とも連携しながら引き続き国に要望していく。

オリエンタルエアブリッジ（ORC）においては、壱岐空港においても離発着が可能なATR42の導入を中心に検討されているが、導入には準備期間が必要であり、今年度更新機材については現行同機種であるQ200型機を導入している。

しかしながら、今年度の更新機材は一時的（4年程度）な使用であり、数年後には再度機材の更新が必要となる。今後、離島航空路線の安定的な運航維持には、地元市の更なる積極的な関与が欠かせないところであり、機材更新に向けては、受益に対応する地元負担について、引き続き関係者間において協議願いたい。

12. 半島航路の維持・確保について

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(1)(2)(3)について

新幹線・総合交通対策課

(措置状況)

(1)(2)半島航路は、本県と熊本県などの九州西海岸地域を結ぶルートとして、また、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や「島原半島ジオパーク」を活かした島原半島への観光客誘致のため、今後、ますますその役割が期待されている。

県としては、平成24年度から、船舶リプレイス補助の仕組みを適用（補助制度は事業計画期間の終了に伴い、平成30年度で終了）し、半島航路に就航する船舶の更新費用の助成を行い、その補助相当額を運賃低廉化等によって利用者に還元しており、島原半島地域の交流人口拡大を図っている。

また、航路の安定的な維持のため、国に対して、船舶整備等に対する支援を含む運航に要する経費など、公的支援のための予算の確保を求めている。

(3)運賃低廉化により、人や貨物輸送においても、フェリーへの転換を促進することができるものと考えている。

(4) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(4) について

観光振興課

【予算額】(令和2年度)9,651千円 (令和3年度)6,150千円

(措置状況)

『航路のPR』については、観光客向け県内全域マップ「ぶらり長崎」に各航路を掲載し紹介している。

また、『広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援』については、発地対策として、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産・関連資産や日本遺産等を周遊する旅行商品造成に対する支援を行うとともに、着地対策としても九州観光推進機構を活用した着地型旅行商品の販売支援や旅行会社に対するセールスなどを行っているところである。

さらに、潜伏キリシタン関連遺産の構成資産や周辺に関連遺産について効率的な周遊を促すとともに何度も繰り返し訪れていただくため、「長崎の世界遺産めぐり」(ガイドマップ及びスタンプ帳で構成)を平成31年1月に制作し、販売している。

このような取組により、県内の広域周遊を促進するとともに、航路の利活用の増加を図ってまいりたい。

13. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金を確実に交付すること。

また、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に係る財政支援に関しては、特段の配慮を行うこと。

学芸文化課

【予算額】(令和2年度) 195,797千円 (令和3年度) 176,366千円

(措置状況)

○ 国指定文化財のうち、世界遺産関連を除く市町所有分については、厳しい財政状況のため、上限(国庫補助残の2/5)の補助ができていない状況であるが、国指定文化財の保全管理は、県としても重要と認識しており、今後とも予算の確保に努めていく。

○ 国においては、平成30年度から文化財の保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充(充当率90%、交付税措置率30%)されているので、市町においても積極的に活用願いたい。

(参考)

○県補助の実施状況

①国指定文化財

- ・市町所有分(世界遺産関連) : 国庫補助残の2/5
- ・市町所有分(世界遺産関連を除く) : 国庫補助残の2/5以内
- ・民間所有分(全て) : 国庫補助残の1/3

②県指定文化財

- ・事業費の1/2(市町・民間所有の区分なし)

14. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるもので、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みであることから、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については事業の基礎額を国の要綱に基づき割増した場合も含め県・市同額とすること。

住宅課

【予算額】

(令和2年度) 350,061千円 (令和3年度) 187,115千円

(措置状況)

・市街地再開発事業が、都市の活性化や市街地の防災に寄与することは理解している。県民が受けるメリットが最大になるよう、個々の事業について検討し、必要な支援を行ってまいりたい。

・県要綱における補助算定方法等については、県の厳しい財政事情や、それぞれが受ける便益を試算し縮小した経緯があり、見直しは困難であると考えている。

15. 空き家対策への支援について

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

住宅課

(措置状況)

- ・空家の管理は本来所有者が行うもので、やむを得ない場合にのみ地域の実情に応じて市町が判断を行い、除却補助を行っているものと理解している。
- ・また、空家特措法に基づき、老朽化するなどして危険な特定空家については、市町により行政代執行が可能となるなど法整備がなされ、所有者の経済状況等によっては、令和2年度から空家対策総合支援事業により国費補助の対象となっている。
- ・県では、空家対策協議会を通じて市町へ技術的な支援や情報提供を行っていく。
- ・これらのことから、空家除却に対して県が補助することは、現状では考えていない。

16. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

市町村役場機能緊急保全事業は、平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎に係る建替えが実施できるよう、平成29年度から令和2年度の4年間を事業期間とした新たな財政支援が創設された。また、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる経過措置が設けられたところである。

しかしながら、新庁舎整備は、財源確保の時間を要するとともに、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。また、合併団体においては、本庁舎はもとより、耐震化未実施の総合支所等についても、建替えに係る財源の確保を必要としている。

については、市町村役場機能緊急保全事業の事業期間の更なる延長若しくは恒久化を図るとともに、対象施設についても拡充を図るよう国に働きかけること。

市町村課

(措置状況)

●市町村役場機能緊急保全事業は、熊本地震で庁舎が被害を受けた際に災害時の庁舎の重要性が認識されて創設されたもの。当該事業債は、災害時にも指揮命令系統を維持、早期に復旧することが目的であることから、本庁舎のみを対象としており、支所及び出張所（地方自治法第155条に基づく所管区域を限定した庁舎）は対象としていないところ。

また、市町村役場機能緊急保全事業は、令和2年度までの時限措置とされているが、各種団体等からの要望を受けて、昨年度、経過措置が設けられ、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じるとされたところ。

なお、更なる延長若しくは恒久化、対象施設の拡充については、総務省地方債課から出来ないと言明されており、本県としても要望する環境ではない。

【参照】市町村役場機能緊急保全事業の概要

(1) 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

(2) 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建て替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

(3) 財政措置

充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

(4) 事業年度

平成29年度～令和2年度（ただし、経過措置として令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる）

(5) 起債対象経費

庁舎建て替え事業費×標準面積／新庁舎の面積

17. 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について

長崎県内の過疎地域では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少が全国と比較して著しく、農林水産業の低迷や集落の消滅の危機など、過疎地域を取り巻く環境は依然として深刻な状況にある。

このような状況の中、過疎地域の自立促進・活性化のため、その地域の特性を活かした産業の振興や地域づくりの諸施策の実施には、過疎対策事業債をはじめとする現行の財政支援措置は、欠かすことのできない制度であるが、根拠法律である「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末の法期限となっているところである。

このため引き続き過疎地域の持続的発展に向けての計画的・効果的な事業の実施のため、次の事項について国に強く要望すること。

(1) 現行法の期限終了後も、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎法を制定すること。

(2) 新たな過疎法においても、過疎地域の持続的発展に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。

(3) 新たな過疎法における、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」について

① 全域を過疎地域市町村とみなす「みなし過疎」については、引き続き現行の制度を堅持すること。

② 市町村合併前の過疎市町村を過疎地域とみなす「一部過疎」については、現行法との相違が最小限となるよう、人口要件や財政力要件を設けることなく、現行の制度を堅持すること。

しかしながら、「一部過疎」の指定に新たな要件を設ける場合は、基礎自治体である市、町、村それぞれで人口、面積、財政規模など実情が異なり、全ての市町村を一括して捉えることは現実的ではないため、仮に財政力要件を設ける場合は、全ての市町村の平均ではなく、市、町、村ごとの平均値を採用すること。また、離島や半島という地理的条件の不利や地域格差を考慮すること。

地域づくり推進課

【予算額】（令和2年度）1, 288千円 （令和3年度）0千円

（措置状況）

○現行過疎法の期限が迫る中、今後の過疎対策のあり方について、国の過疎問題懇談会や自民党過疎対策特別委員会等で議論が進められてきたが、本県においては、昨年度以降、長崎県過疎地域自立促進協議会と一体となって、国や関係国会議員等に対し、現行過疎法終了後の新たな制度創設に向けた提案・要望を実施した。

【令和元～2年度の活動状況】

実施日	提案・要望	相手方
R1. 6. 12	令和2年度 政府施策に関する提案・要望（県実施）	◎総務省幹部（官房地域力創造審議官ほか）
R1. 11. 14	県過疎協、県離振協及び県水道協会の3団体の国政要望（県も同行）	◎国会議員（谷公一自民党過疎委員長、県選出議員） ◎総務省幹部（官房地域力創造審議官ほか）
R1. 12. 16	みなし過疎（雲仙市）、一部過疎（長崎市、佐世保市）の3市と県の合同要望	◎国会議員（岸田文雄自民党政調会長、谷公一自民党過疎委員長、県選出議員ほか） ◎総務省幹部（自治行政局長ほか）
R2. 3. 27	九州・沖縄みなし過疎団体（雲仙市など）の合同要望〔要望書郵送〕	◎国会議員、総務省幹部 ※コロナ禍で上京できず、要望書を送付
R2. 6	令和3年度 政府施策に関する提案・要望（県実施）	◎総務省幹部 ※コロナ禍で上京できず、要望書を送付
R2. 8. 4	みなし過疎（雲仙市）、一部過疎（佐世保市）、県の合同要望	◎国会議員（谷公一自民党過疎委員長、山本公明党PT座長、県選出議員）
R2. 7. 29 R2. 8. 6 R2. 8. 24	みなし過疎の継続に関する緊急要望（島根県の呼びかけに応じた20県）	◎国会議員（二階幹事長、谷自民党過疎委員長ほか自民党議員、公明党議員） ◎総務省幹部（斎藤政務官ほか）
R2. 10. 21	関係市（長崎、佐世保、島原、雲仙）、県の合同要望	◎国会議員（谷自民党過疎委員長、金子委員長代理ほか過疎特別委員会の委員）

【県の提案・要望事項】

- 1 現行法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎対策事業債をはじめ各種支援制度を充実・強化すること
- 2 新たな過疎対策法においては、現行法第33条に規定する「みなし過疎」「一部過疎」制度の堅持や現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること

○昨年 12/11 に、自民党過疎対策特別委員会において、法案のベースとなる「今後の過疎対策の施策大綱案」が策定された。現在、各党各会派において法案の検討が行われているところ。なお、12/21 に閣議決定された政府予算案では、令和 3 年度の過疎対策事業債の計画額は、対前年度 300 億円の増の 5,000 億円となっているところである。

○平成の合併を行った自治体に対する特例措置（みなし過疎、一部過疎）の取扱いが大きな論点となっていたため、県としてもこの点に注力して長崎県過疎地域自立促進協議会と一体となり、要望活動を実施してきた。

自民党過疎対策特別委員会「今後の過疎対策の施策大綱案」（一部抜粋）

○人口減少率（長期）の基準年（現行：S35）については、S50 とする

⇒激変緩和措置で、現行の過疎地域は、新法制定時に限り S35 を併用

○合併市町の特例について、「一部過疎」の財政力指数の基準値は、市の平均値（0.64）を用い、「みなし過疎」については、現在の「全部過疎、みなし過疎」に限り「みなし過疎」を適用する

○財政力指数が町村の平均値（0.40）以下の場合は、人口減少率（長期）の要件を緩和する

○自民党の施策大綱案においては、現行法の「みなし過疎、一部過疎」の特例措置や、過疎地域の指定要件と指定単位について、既存の過疎地域に配慮がなされた制度設計となっており、本県が要望してきた内容と大きな隔たりはなく、結果として本県の現行過疎地域では卒業団体なしであるとともに、長崎市は一部過疎地域の追加（香焼町）、諫早市が一部過疎（小長井町）となる見込みである。

○よって、昨年度から今年度にかけて実施してきた新たな過疎対策法の制定にかかる要望活動に大きな成果があったものと考えているところである。

18. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、制度の拡充に伴い、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、建設後、相当年数を経過している学校が多く、施設を支える法面も崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築にあたっては、校舎・屋内運動場のみならず、学校プールやグラウンド整備も併せて行い、効率的かつ効果的な教育環境の充実を図っているところであるが、同一の学校で校舎改築のみ補助決定がなされ、学校プールやグラウンド整備については不採択となるケースが多いため、一体的に補助を受けることができるよう必要な財源について着実に確保すること。

また、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

教育環境整備課

(措置状況)

《全般的事項》

○県では、設置者である市町が小中学校における施設整備を計画どおりに進めることができるよう、政府施策要望を行うほか、関係団体とも連携し要望を行っているところである。

○県としては、引き続き、公立学校施設整備のために必要な財源確保や補助単価の引き上げ等について、強く国に対し要望してまいりたい。

《個別の要望事項》

○(1)の屋上防水改修については、長寿命化改良事業(予防改修)において対象とされていることから、まずは当該制度での実施をご検討いただきたい。

また、敷地内の法面の整備については、学校施設環境改善交付金(防災機能強化事業)の対象となる可能性もあることから、個別にご相談いただくとともに、学校施設の維持補修については、普通交付税により一定措置がなされていることについても勘案いただきたい。

○(2)の学校施設環境改善交付金の採択については、今後も引き続き、各学校設置者が整備計画どおりに事業を推進できるよう、国に対し必要な財源の確保及び補助単価の引き上げを要望してまいりたい。

○(3)のやむをえない事情により緊急に施設整備が必要となった場合の事務手続きについては、文部科学省へ個別に相談すべき案件になると考えられるため、そのような事例が判明した場合、速やかに連絡いただきたい。

【国への主な要望等】

安全・安心で豊かな教育環境の整備が保障され、各地方公共団体の計画する事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設の整備に係る財源の確保と実情に即した単価の引き上げ等について、今年度実施した主な要望活動は次のとおり。

○政府施策要望(令和2年6月)

○全国施設主幹課長協議会要望(令和2年6月)

○全国知事会要望(令和2年6月)

○全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会要望(令和2年7月)

○全国公立学校施設整備期成会要望(令和2年11月)

【令和3年度文部科学省予算(案)】

○公立学校施設整備費予算

・ 2,050億円 (前年度1,771億円) 増減 +279億円

(R2補正1,362億円、R3当初688億円)

○国の補助事業

●学校施設環境改善交付金

・耐震化事業(不適格改築、補強、防災機能強化等)

・大規模改造事業(空調設備、老朽、少人数指導などの教育内容、トイレ改修等)

19. 離島振興に係る財政支援措置について

一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が容易でないことや、住民の安全な暮らしを守るため、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、行政需要に見合った補正を創設すること。

市町村課

（措置状況）

【国への要望の状況】

○当初の合併算定替のルールどおりに、合併算定替の段階的な縮減が進んだ場合、周辺旧市町村地域の維持・活性化等に係る大幅な財源の不足が心配されていた。

○このような中、国においては、県内市町及び県等からの要望に応える形で、合併団体に対する新たな財政支援措置として、H26年度から交付税算定方法を見直すこととした。

○平成26年度から支所に要する経費が、平成27年度からは消防や清掃等、平成28年度からは保健衛生費、社会福祉費等、平成29年度からは地域振興費、農業行政費等、平成30年度からはその他の教育費、商工行政費等に係る経費が段階的に増額算定されており、制度が完成した令和2年度では合併算定替の影響額の約7割が措置されたところである。

○また、長崎県政府政策要望においても、離島振興対策として本県離島の地理的な不利条件について国策として解消するよう求めているところである。

<令和3年度長崎県政府施策要望（令和2年6月実施）>

●離島振興対策の充実について

本県の離島の多くは我が国の外縁部に位置するため、地理的に不利条件がことさら厳しく、この自然的制約に由来する不利条件は、地域自らの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものとなっている。

よって、離島の自立的発展の実現に向けて、本土と同等以上の競争条件を作り離島の定住環境を整えるため、離島の不利条件の解消に国策として取り組んでいただく必要がある。

20. 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について

石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に関して、平成 29 年 5 月 30 日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（2014）によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で 280 万棟あり、その解体のピークが令和 10 年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。

こうしたことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るための適切な助成制度を図ること、または既存の「住宅・建築物アスベスト改修事業」の対象として追加するよう国に強く要請すること。

地域環境課・建築課

(措置状況)

【地域環境課】

提供された 1 物件あたりの調査費及び除去費に係るデータが公共施設に関するデータのみとなっており、民間建築物について同様の費用算出法となることの根拠が示されていないとともに、対象となる民間建築物数や飛散防止措置に係る費用など要望内容が明確になっていない。まずはそこを整理していただきたい。

【建築課】

建築課の補助事業では、飛散・発散性のあるアスベストが対象であり、「石綿含有仕上げ塗材は補助対象外である」との国からの回答もある。

また、建築基準法においても規制対象外であり、助成制度の創設、要請は困難である。

21. 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の継続について

(1) 「緊急防災・減災事業費」について、事業年度が令和 2 年度までとなっており、事業年度終了後の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討とされている。このことについて、令和 3 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにより、所要額を確保するよう国に働きかけること。

(2) 「緊急自然災害防止対策事業費」について、事業年度が令和 2 年度までとなっており、事業年度終了後の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討とされている。このことについて、令和 3 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにより、所要額を確保するよう国に働きかけること。

地域環境課・建築課

(措置状況)

【国への要望等】

長崎県政府施策要望として、国へ以下のとおり要望を行った。

【制度見直し等の状況】

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする。

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長。

政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額。

延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする。

《長崎県政府施策要望（令和2年6月実施）》

◆地方創生・人口減少対策、防災減災対策に必要な財源措置の充実について

これまでも県民の安全・安心を確保するため防災・減災対策については集中的に実施してきたが、近年の大規模な風水害等の多発化により、さらに需要が増えてきていることから、引続き地方が防災・減災対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」を令和3年度以降も継続すること

◆防災・減災対策による強靱な県土づくりについて

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も引き続き別枠として国土強靱化対策を推進するための予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債の制度を継続すること

22. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めているところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末の補助については、LTE回線使用料についても補助の対象とするよう改めること、及び情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じることについて、国に対して働きかけること。

義務教育課

(措置状況)

○ 国においては現在、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」における地方財政措置と併せてGIGAスクール構想の実現に向けた補助により1人1台端末の整備を進めているものの、初期の整備費用に限るものとなっている。今後、1人1台端末を教育活動に定着させるためには、安定的な財源が必要になるものと考えられる。

○ また、GIGAスクール構想で想定されているクラウドを活用した学習活動が推進されることにより通信料の増加が予想される。今後想定される端末の更新費用や通信料等に係る財源措置について、全国都道府県教育長協議会や九州地方教育長協議会を通じて国へ要望を行っている。

23. 長崎県独自の被災者生活再建支援制度創設について

被災者生活再建支援法の適用とならない災害について、地方公共団体において対応を検討することとなっていたが、長崎県においてはその対応がなされていない。

市町村の見舞金制度では十分な支援を受けられない被災県民を救うため、長崎県独自の支援制度を創設すること。

福祉保健課、危機管理課

(措置状況)

国の被災者生活再建支援制度の対象とならない被災者に対する支援については、本県独自の支援制度の令和3年度中の創設に向け、関係機関や県内市町と協議中である。(福祉保健課)

【制度(案)】

1. 対象災害

次のいずれかの災害において、支援法が適用されない区域の災害

- ・本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害
- ・本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害

※隣接県：福岡県、佐賀県、熊本県

2. 支援対象となる被災世帯及び支援金額

国の制度と同様。

3. 負担割合

- ・県1/2、被災市町1/2
- ・県において毎年度、地域福祉基金から一定額を取り崩して予算化。発災後速やかに支援金を支給し、当該年度末に被災市町から負担金(1/2)を徴収する。

○原子力災害等、自然災害以外の災害支援について

原子力災害に伴う被災者支援(賠償)は、原子力事業者が実施すべきものと考えており、全国知事会から国に対し、国が被災者への賠償も含め、責任を持って対処するよう提言している。

国民保護計画における生活再建資金の融資等については、自然災害時の制度を参考にしつつ、被害状況に応じた対応を実施することとしている。(危機管理課)

第3 国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

国保・健康増進課

(措置状況)

制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援については、一次的には国が措置すべきものと考えているが、国による措置が及ばない部分に対する支援については、県調整交付金の効果的な活用を図りつつ、国の保険者努力支援制度による都道府県分の交付状況などを踏まえ検討する。

市町との協議や調整は、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におき、現在も丁寧に進めており、今後も引き続き「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」等において、市町の意見を尊重しながら十分な協議を行っていく。

国に対する、国民健康保険制度の安定化に向けた財政支援の要請については、従来から「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」等においての要請を行っており、今後も引き続き全国知事会等を通じて国に要請していく。

第4 地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、平成27年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「へき地病院再生支援・教育機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりを見せる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

医療政策課・医療人材対策室

【予算額】（令和2年度）901,047千円（令和3年度）984,667千円
（措置状況）

（1）医師確保対策等について

- 医師については、令和元年度に長崎県医師確保計画を策定し、令和2年度から当計画に沿って確保に努めている。施策の柱となる医学部入学者の定員に関しては、離島・へき地における医師不足の解消を図るため、「大学地域枠医学修学資金貸与事業」により離島の医療機関等に勤務する医師を養成する地域枠医学生について、令和3年4月入学分は20人を定員確保している。
- 看護職員については、県内就業を促進するため、看護職員修学資金貸与制度を設け、看護師等養成所に対しては、「看護師等養成所運営補助事業」により、養成に必要な経費の一部を助成している。令和元年度からは、県内就業率に応じた調整率を設定することで県内看護職員確保への貢献に応じて助成額を調整する制度を導入している。併せて、看護教育の質が更に高まるよう「専任教員養成強化事業」により専任教員養成講習会参加に要する経費の助成制度を設けている。
- 労働環境の改善に関しては、「医療勤務環境改善支援センター事業」により医療従事者が健康で安心して働ける環境の整備のため、勤務環境改善を図る医療機関に対してアドバイザーによる支援等を実施している。
- 「令和3年度政府施策に関する提案・要望書」において、以下について提案・要望を行った。
 - 1 県は、地域医療構想の実現に向けて取り組むとともに、医師の働き方改革を進めつつ、地域に必要な医師を計画的に確保していく必要がある。このため、医師の確保については、画一的な制約をかけるのではなく、地域の実情を踏まえ、柔軟な対応を行うこと
 - （1）令和4年度以降における大学医学部臨時定員増による地域枠制度の継続と医療介護総合確保基金による予算確保
 - （2）専攻医募集において、地域枠医師をシーリング枠外とする取扱の継続、シーリング対象診療科からの小児科の除外及びシーリングの算定根拠の明確化
 - （3）離島へのヘリコプターによる医師搬送に係る巡回診療航空機運営事業費補助金額の確保
 - 2 地域における看護師の確保と質の向上のため、次の項目について診療報酬で評価するなど、地域の医療機関や、地域医療を支援する医療機関が、経済的インセンティブを得られる仕組みを構築すること
 - （1）特定行為研修修了者の配置施設（診療報酬加算対象項目の拡大）
 - （2）看護学校・養成所からの実習生受入施設
 - （3）離島・へき地に看護職員の出向支援を行う施設

- 新専門医制度については、依然として医師偏在を助長させる等、地域医療の確保への影響が懸念されることから、全国衛生部長会から国への要望（令和2年2月）として、引き続き国の主体的な関与や、地域医療従事者・女性医師に配慮した制度の早期構築とともに、地域医療対策協議会の意見を踏まえた、都道府県による国への提出意見を日本専門医機構等の運営に十分に反映するとともに、個別の意見に対する反映状況等についてフィードバックを図ることを求めている。

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

- 市町立の離島診療所の医師確保に寄与するため、医師給与費について一部助成を行っているが、今後とも、予算額の確保に努めていく。

【令和2年度見込み】

5市町8診療所の医師9人分に対し補助金を交付決定（長崎市1診療所1人分、佐世保市1診療所1人分、平戸市2診療所2人分、西海市3診療所3人分、小値賀町1診療所2人分）

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

- 医師養成に関しては、県内臨床研修病院等関係機関で研修プログラムの充実のための検討及び研修医確保のための取組を行っており、令和3年度採用予定の初期臨床研修医数は106人となっている。

また、派遣システムに関しては、地域医療に従事する医師を確保し、地域偏在を解消するため、平成24年度に「ながさき地域医療人材支援センター」を設置し、医師不足病院への派遣調整・斡旋や医師としての専門性の維持・向上をサポートする体制の整備を行っているところである。

- へき地病院再生支援・教育機構に対する支援については、県と平戸市の共催により全国の学生を対象とした地域医療体験実習やシンポジウム等の地域医療啓発事業を実施している。

(4) 啓発事業の実施について

- 長崎県医療計画に基づき、救急車の適正利用と救急医療機関の適切な受診について関係機関と連携して普及啓発を図っている。

- 休日・時間外の医療提供体制については、長崎県救急医療情報システムにおいて県内の在宅当番医情報や医療機関情報を掲載し、パソコンや携帯電話等で情報提供を行っている。

- 特に子どもを持つ保護者の夜間休日の急な病気やケガに関する不安を軽減・解消し、症状に応じた適切な受診を促すため、看護師や必要に応じて小児科医のアドバイスが受けられる長崎県小児救急電話相談センターを設置している。

- 今後も引き続き、同システムやセンターについて、広報誌やテレビ、ラジオ等の県の広報媒体等を活用して周知を図っていく。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

- 新型コロナウイルス感染症対策にかかる自治体病院等医療機関への財政支援の強化については、全国知事会を通じて国に対し要望していく。
- 公的医療機関の医師確保等の対策については、「ながさき地域医療人材支援センター」や「長崎県自治体病院等開設者協議会」において、斡旋・紹介等の支援を行っている。

(6) 医師派遣体制の整備について

県では、昭和40年代から医学修学資金制度や自治医科大学派遣制度により、病院企業団病院勤務医師の養成・配置を行っており、引き続き養成医の配置、医師派遣体制の整備に努める。

○ 医学修学資金貸与制度（昭和45年～）

大学医学部生に対し、授業料等修学に要する経費を貸与し、大学卒業後、貸与を受けた期間に応じて長崎県病院企業団等に勤務すると、元金と利息の返済が免除される制度で、令和2年度新規貸与者は22人、令和2年8月現在で貸与総数274人のうち学生が92人で、病院企業団等に勤務中が52人となっている。

医学修学資金の貸与を前提とした入試制度である地域枠に関して、平成30年4月入学分から募集枠を増員し、令和3年4月入学分は20人の枠を確保している。

○ 自治医科大学派遣制度（昭和47年～）

都道府県が出資して設立した自治医科大学に学生を派遣し、へき地に勤務する医師を養成している。授業料等修学に要する経費が貸与され、卒業後、貸与を受けた期間に応じて公立医療機関等に勤務すると元金と利息の返済が免除される制度で、令和2年度新規貸与者は3人、令和2年8月現在で貸与総数122人のうち学生が15人で、病院企業団等に勤務中が37人となっている。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

看護職員については、引き続き養成、離職防止、再就業支援、資質向上を柱に取り組んでいく。

※ 看護職員の確保・定着及び資質向上に関する主な事業

○ 看護職員修学資金貸与制度

看護学校等の在学者に修学資金を貸与。免許取得後、県が条例で定める医療機関等において、一定期間看護職員の業務に従事すると返還を免除する。

○ 看護師等養成所運営費補助事業

看護職員養成所の強化充実を図るため、養成所に対して運営費の一部を助成する。

- 看護師等学校養成所県内就業促進事業
新卒看護職員の県内就業を促進するため、県内看護師等学校（医師会立、公立除く）における、県内就業の促進に係る経費を助成する。
- 看護職員合同就職説明会開催事業
看護職員の確保に向け、施設を対象とした採用力向上セミナーを開催するとともに、看護師等学校養成所の学生及び未就業看護師等と施設をマッチングさせる合同就職説明会を対面及びオンラインで開催する。
- 病院内保育所運営費補助事業
看護職員の離職防止及び再就業を促進するため病院内保育施設（公立除く）の運営費の一部を助成する。
- 新人看護職員研修補助事業
新人看護職員の臨床実践能力を向上させ、離職防止を図るための新人看護職員研修を実施する施設に対して研修費用の一部を助成する。
- ナースセンター事業
「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、離職時に届出をされた看護師等に対する就業促進に関する情報提供や未就業看護職員等への就業相談、斡旋を行う。
- 質の高い看護職員育成支援事業
一定の看護分野における熟練した看護技術と知識を有する「認定看護師」及び「看護師に係る特定行為研修修了者」を育成し、看護の質の向上を図る。
- 特定行為研修（38行為）修了者育成事業
大学院での特定行為研修にかかる受講及び臨床での実務研修期間の修学資金の貸与を行い、医師の手順書に基づき一定の医療行為が出来る専門性の高い看護人材を確保することにより、離島地域の医療提供体制を確保する。
- 専任教員養成強化事業
看護師等養成所の強化充実を図るため、教員及び教育の質が更に高まるよう、専任教員養成講習会受講に係る経費を補助する。
- 潜在看護師再就職研修事業
潜在看護師に対し、地域の診療所における現場実技による研修を行い、再就業を支援する。
- 看護キャリア支援センター事業
看護職員の離職防止、就業支援等に資する研修・相談の実施、情報の提供等を通じて、県内における質の高い看護職員の安定的な確保を図る。
 - ①復職・就業支援研修、相談
 - ②福祉施設看護職員研修
 - ③院内教育体制整備・充実のための研修
新人看護職員研修・教育担当者研修、看護師・准看護師スキルアップ研修、実習指導者講習会等
 - ④看護学生・就業看護職者共同研修
看護学生と看護職者の交流会、模擬患者育成研修等

(8) 医療計画における基準病床数算定について

- 医療計画における基準病床数については、医療法に基づき国が定めた計算方法に従って算定することとなっており、圏域の流出入状況等についても勘案して算定している。
- 第7次医療計画では、地域医療を確保するための病床数については、平成28年11月に策定した長崎県地域医療構想で算定した2025年の「病床の必要量」を地域の実情を反映したあるべき医療提供体制の実現に向けた方向性として位置付けているところである。

第5 福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、全ての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、少なくとも中学生まで助成を行っていることから、子育て環境の充実のため、対象年齢を未就学児から中学生まで引き上げを図ること。

こども家庭課

【予算額】（令和2年度）737,007千円（令和3年度）753,957千円
（措置状況）

子ども医療費については、「令和3年度政府施策に関する提案・要望」において、国において新たな子どもの医療費助成制度を創設すること、また、子どもの医療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置については対象年齢にかかわらず廃止するよう要望を行っている。また、全国知事会の「令和3年度国の施策並びに予算に関する提案要望」や全国衛生部長会の「令和3年度衛生行政の施策及び予算に関する重点要望書」においても国に同様の要望を行っているところである。県としては、本来、医療は、全国どこに住んでいても同じ条件で受けられるよう国において手当てすべきものと考えており、引き続き新たな子どもの医療費助成制度を創設するよう国に要望していく。

また、県の乳幼児医療費（子ども医療費）助成においてその助成対象を拡大することについては、現物給付導入による想定以上の財政負担が生じていること及び本県の厳しい財政状況を踏まえると、これ以上の対象拡大は難しい。

2. 私立幼稚園耐震補強工事補助制度の拡充について

私立幼稚園への耐震補強工事への補助制度について、幼児が一日の大半を過ごす幼稚園の耐震化が推進するよう、国の補助に6分の1の継ぎ足しを行っている補助制度を次年度以降も継続するとともに、耐震化に対する助成制度を拡充すること。

こども未来課

【予算額】

(令和2年度)

幼稚園耐震診断事業 2,972 千円

私立幼稚園耐震補強工事費 (1/6 継ぎ足し) 39,434 千円

認定こども園施設整備等交付金

- ・ 幼稚園耐震化促進事業費 112,038 千円
- ・ 認定こども園整備等事業費 626,627 千円

(令和3年度)

私立幼稚園耐震補強工事費 (1/6 継ぎ足し) 20,468 千円

認定こども園施設整備等交付金

- ・ 認定こども園整備等事業費 256,154 千円

(措置状況)

私立幼稚園の耐震化を加速するため、令和3年度も文部科学省の「私立幼稚園施設整備費補助金」を活用して耐震補強工事を行う設置者の負担部分に対して、県が継ぎ足し負担(1/6)を実施し、設置者の負担軽減を図ることとしている。

(耐震診断に対する助成については、近年実績がなく、今後の活用も見込めないためR2で終了)

また、安心こども基金及び国の交付金を活用し、認定こども園を構成する私立幼稚園または認定こども園への移行を予定する私立幼稚園が実施する耐震改築工事に対する助成を行っているが、本県の厳しい財政状況を踏まえると、県による助成制度の拡充は難しい。

なお、耐震化の促進により幼児の安全・安心な教育環境が確保されるよう、国に対し、私立幼稚園の耐震化に係る国庫補助の充実について、予算の十分な確保等の要望を行っている。

3. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- (1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。
- (3) 借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

こども家庭課

【予算額】

(令和2年度)

放課後児童健全育成事業 1,355,240 千円 (国 1/3、県 1/3、市町 1/3)

母子家庭等児童助成事業 28,479 千円 (県 1/2、市町 1/2)

(令和3年度)

放課後児童健全育成事業 1,382,050 千円 (国 1/3、県 1/3、市町 1/3)

母子家庭等児童助成事業 28,647 千円 (県 1/2、市町 1/2)

(措置状況)

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業であり、仕事と子育ての両立を支援する放課後児童クラブの需要はますます増加傾向にある。

そのため、本県においても、待機児童が発生しないよう市町の整備計画に基づき、放課後児童クラブの受け入れ体制の充実に取り組んでいるところである。

現在、ひとり親世帯及び多子世帯への補助を県単独予算(県 1/2、市町 1/2)で支援しているが、経済的に困窮している世帯等への支援については、全国一律の制度となるよう政府施策要望等で国に要望しているところである。

また、放課後児童クラブに対する国の補助制度の拡充については、小規模クラブへの加算など、一定の改善は図られているが、今後、地域の実情を踏まえて、国への要望の必要性について検討していく。

借家で運営している放課後児童クラブについては、新設クラブに対する賃借料補助はあるものの、既存のクラブに対する補助はないため、九州各県合同で、国へ要望しているところである。

第6 介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

長寿社会課

(措置状況)

「令和3年度政府施策に関する提言・要望」において、保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することを要望している。

2. 介護従事者の人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長寿社会課

【予算額】（令和2年度）163,087千円（令和3年度）196,565千円
（措置状況）

介護従事者の人材確保、育成及び定着については、「量」と「質」の好循環を進めるという視点に立ち、地域医療介護総合確保基金を活用し、国が進める「参入促進」「労働環境・処遇改善」「資質向上」の3つのアプローチによる総合的な対策を、関係機関・団体と連携・協働しながら実施した。

具体的には、小中高生を対象とした介護に対する理解を促進するための基礎講座や職場体験の実施、求職者ニーズに合わせた職場開拓や合同面談会等の実施、外国人材の受入を促進するセミナーの開催、介護事業所の「処遇改善加算」取得を支援する社会保険労務士の派遣、職員の負担軽減に効果がある介護ロボット・ICTの導入支援、資格取得につながる研修の受講料助成などの事業を実施するとともに、平成30年3月に策定した「長崎県介護人材育成・確保プログラム」に基づき、よりきめ細かな確保対策を講じている。

令和2年度における「外国人材の活用」については、本県と友好交流のある国・地域の看護系大学から優秀な人材を優先的に受け入れる仕組みを構築し、日本語学習等の研修や住居などの生活環境整備を支援するとともに、介護福祉士養成施設に留学する外国人の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金等に関する費用の一部を助成する制度を創設するなど、外国人の受け入れ促進に努めている。

また、「介護ロボットの導入促進」については、モデル事業所への導入プロセスや効果を見える化したマニュアルの作成に加え、「感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金」で、感染症予防に役立つ機器を集中的かつ効果的に導入することを支援するなど、介護事業所へのさらなる導入促進を図っている。

なお、介護従事者の安定的な確保を図るためには、更なる処遇改善が必要であることから、「令和3年度政府施策に関する提案・要望」において、処遇改善加算の更なる拡充を要望したところである。

第7 九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成24年6月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、トンネル・橋梁・設備工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 令和4年度の開業を着実にを行うこと。
- (2) 令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和3年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。
- (3) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖～武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。
- (4) JR九州に対して暫定開業の時期や運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう調整を図ること。
- (5) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。
- (6) 令和4年度の武雄温泉～長崎間の開業に向けて沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

新幹線・総合交通対策課、新幹線事業対策室

【予算額】

(令和2年度)19,395,516千円 (令和3年度)16,320,126千円

(措置状況)

西九州ルートの新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、与党PT九州新幹線(西九州ルート)検討委員会から「フル規格により整備することが適当である」との基本方針が示され、現在、国土交通省と佐賀県との「幅広い協議」が行われるとともに、同省と本県やJR九州との協議も始められたところである。

本県としても、国土交通省と情報共有を図るとともに、早期に国土交通省が佐賀県に提案している環境影響評価調査に着手することや、北陸新幹線(敦賀～新大阪)との一体的な財源確保、地方負担や並行在来線等の課題解決について、政府・与党等に対して要請を行うなど、フル規格による整備の早期実現に向けて取り組んでいる。

今後とも、国土交通省と佐賀県との幅広い協議の動向を注視するとともに、JR九州への働きかけや国土交通省との協議にしっかりと対応していく。

武雄温泉～長崎間については、着実に工事が進められており、鉄道・運輸機構とJR九州から、令和4年秋頃の開業するとの見通しが示されている。

開業に向けては、「新幹線開業に向けたアクションプラン」(平成31年3月策定)に基づき、県民の気運醸成や新幹線駅からの二次交通対策、地域の魅力づくりを支援する補助金の創設など、受入体制の構築を進めている。

また、開業効果を高めるためには、行政だけでなく官民一体となった取組が重要であり、特に若い世代の企画力、実践力を取り込む必要があり、経済団体青年部等を中心に新たな実行委員会を立ち上げ、気運醸成や受入体制構築に向けた広域的な取組を推進していく。

引き続き、市町や経済団体等と連携しながら、開業効果の波及・拡大を図るための取組を進めていく。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルート of 整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

(1) 西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

- ① 西九州ルート of 開業効果を県北地域にも波及させるため、佐世保線輸送改善県市共同調査結果に基づく、振子車両の佐世保線への導入及び速度向上のための路盤改良等について、令和4年度 of 開業に合わせるための確実な事業の推進を行うこと。

- ② 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間及び長崎～博多間で運行されるリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないよう国へ働きかけること。
- ③ 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。
- ④ 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

(2) フル規格新幹線に関する要望について

- ① 西九州ルート of 全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題については、一体的なものとして取り扱うこと。
- ② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと。

新幹線・総合交通対策課

【予算額】(令和2年度)288,200千円 (令和3年度)985,661千円

(措置状況)

平成4年の「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)におけるJR佐世保線等の輸送改善については、平成31年3月、佐世保市・JR九州・本県との間で、JR佐世保線の高速化対策の具体的な内容について合意に至り、同年から工事を進めているところであり、引き続き、西九州ルート開業時に合わせて輸送改善に努めていく。

大村線についても、佐世保と長崎を結ぶ幹線鉄道として認識しており、輸送改善・強化について、沿線からの要望をとりまとめ、JR九州に対して令和2年8月に長崎新幹線・鉄道利用促進協議会を通じて要望を行い、更に11月に九州地域鉄道整備促進協議会を通じて要望を実施したところである。

全線フル規格を要望するにあたっては、並行在来線として経営分離されることなく、JR九州による経営を維持するよう、与党PT西九州ルート検討委員会でのヒアリングや政府施策要望等において重ねて要請するとともに、JR九州に対しても、機会を捉えて直接、本県の思いを伝えているところである。

また、「基本的考え方」の「将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行が可能となるようその実現に努める」との項目については、従前と変更ないことについて関係者間で確認している。県としては、将来を見据え、西九州ルート of 全線をフル規格で整備することが必要不可欠であると考え、現時点においては、その実現に向けて全力で取り組むとともに、JR佐世保線の高速化対策についても着実に進めていく。

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠である。しかしながら、ここ数年、要綱に基づく確実な補助が受けられない場合があり、特に車両検査については今後も国庫補助の予算確保が厳しく、車両検査以外の事業についても今年度と同様に補助率の切り下げ等の調整を行わざるを得ないとの見通しが示されている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図るよう国へ働きかけること。

新幹線・総合交通対策課

【予算額】

(令和2年度)松浦鉄道	81,335千円
島原鉄道	107,786千円
(令和3年度)松浦鉄道	80,576千円
島原鉄道	86,720千円

(措置状況)

令和2年度において、車両検査等にかかる国庫補助については交付されていないことから、令和3年度政府施策要望において鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の施設整備補助に係る十分な予算確保及び補助率の引上げや訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）による車両検査等の予算の十分な確保について要望を行った。併せて、施設整備や運営費を支援する地方自治体に対する交付税措置の拡充及び創設等について、地域鉄道の脆弱な経営基盤を考慮し支援制度の充実を図るよう要望を行った。

また、同様の項目については第三セクター鉄道等道府県協議会を通じて国に対して要望を行っていた。さらに、松浦鉄道においては、沿線県及び市町で組織する松浦鉄道自治体連絡協議会においても国に対して要望を行った。

今後も政府施策要望等の県単独の要望に加え、第三セクター鉄道等道府県協議会等を通じた要望等他県とも連携しながら国に要望していく。

○令和2年度施設整備の状況

①松浦鉄道

・事業内容	レール更新、マクラギ更新、車両全般検査ほか		
・事業費	269,572千円		
	うち 国庫補助額	52,994千円	
	自治体負担額	216,577千円	
	うち 長崎県	79,733千円	
	県内沿線市	77,160千円	
		(県内沿線市：佐世保市・松浦市・平戸市)	
	事業者負担分	0千円	

②島原鉄道

・事業内容	レール更新、マクラギ更新、車両全般検査ほか		
・事業費	269,504千円		
	うち 国庫補助額	70,863千円	
	自治体負担額	179,670千円	
	うち 長崎県	89,835千円	
	沿線市	89,835千円	
		(沿線市：島原市・諫早市・雲仙市)	
	事業者負担分	18,971千円	

第8 高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路網の整備について

(1) 高規格幹線道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の4車線化の供用開始に向けた事業促進
- ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の4車線化の早期事業化

② 九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 長崎 I C ～長崎芒塚 I C の4車線化の早期供用開始に向けた事業促進

(2) 地域高規格道路の整備について

① 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
- イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進
- ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進
- エ 諫早市小野町から長野町の調査区間の指定
- オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用

② 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

③ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化

④ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

⑤ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

（3）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 長崎外環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

③ 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパスの早期事業化

④ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

⑤ 一般県道大村外環状線（都市計画道路池田沖田線竹松工区）の早期整備

⑥ 一般国道207号の早期整備

ア 佐瀬拡幅の早期整備

イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）

ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備

- ⑦ 一般県道諫早外環状線(都市計画道路破籠井鷲崎線)の早期整備
ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号
- ⑧ 一般国道202号福田バイパスの早期事業化
- ⑨ 一般国道499号(栄上工区、岳路工区)の早期完成
- ⑩ 一般国道382号の整備促進
- ⑪ 一般国道384号の整備促進
- ⑫ 一般国道389号(雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間)の整備促進
- ⑬ 主要地方道佐世保日野松浦線・一般県道佐世保世知原線
(棕呂路〔仮称〕・板山〔仮称〕トンネル)の整備促進
- ⑭ 主要地方道野母崎宿線の早期整備
- ⑮ 主要地方道厳原・豆駝・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑯ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の国道昇格と整備促進

(4) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

道路建設課、道路維持課、都市政策課、地域づくり推進課

(1) 高規格幹線道路の整備について

①西九州自動車道路の整備促進

ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々ICの早期供用開始に向けた事業促進

- ・松浦IC～（仮）平戸江迎御厨IC：用地取得及び工事を推進されている。
- ・（仮）平戸江迎御厨IC～（仮）江迎鹿町IC：測量設計及び用地取得を推進されている。
- ・（仮）江迎鹿町IC～佐々IC：測量設計及び用地取得を推進されている。

イ 佐世保道路（佐々ICから佐世保大塔IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

- ・佐々IC～佐世保大塔IC：調査設計及び工事を推進されている。

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ICから武雄南IC）の4車線化の早期事業化

- ・国の4車線化優先整備区間に選定されており、西九州自動車道の高速定時性や安全性の確保の観点からも整備が必要であることから、早期の事業化について国へ要望を行っている。

②九州横断自動車道の整備促進

ア 長崎IC～長崎芒塚ICの4車線化の早期供用開始に向けた事業促進

- ・長崎IC～長崎芒塚IC：工事を推進されている。（H29.10工事着手、R3年度供用予定）

(2) 地域高規格道路の整備について

①島原道路の早期整備

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

出平有明バイパス：全区間において、埋蔵文化財の調査を行いながら、三会地区において、用地取得を推進するとともに、橋梁工や改良工を実施しており、有明地区では、調査及び設計を進めている。

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

有明瑞穂バイパス：令和2年度より新規事業化しており、今年度は測量を実施している。

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進

瑞穂吾妻バイパス：測量設計や調査を進め、今年度より用地取得に着手している。

エ 諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

- ・事業主体や整備手法が未定であり、引き続き国と協議を行っていく。

オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用

- ・長野町から栗面町間、2.7kmの整備については、令和3年度の供用に向け鋭意進めているところであり、4号トンネル附属施設工、橋梁上部工の進捗を図っているところである。

②島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

- ・県としては、島原天草長島連絡道路の実現に向けた調査・検討の再開を国へ要望している。
- ・島原半島の活性化のためには、まずは、高速交通ネットワークに接続する島原道路を早期に完成させることが重要であることから、島原道路の事業進捗を見極めながら、今後、整備の方向性について、国や地元と協議を行っていく。

③長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期実現

（ア） 時津町日並から時津町野田間の早期整備

- ・（仮）久留里トンネルや（仮）トンネルの照明設備工事や橋梁工事をはじめとした改良工事を全線に亘って進めており、令和4年度の完成に向け工事の進捗を図る。

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並間の早期事業化

- ・未着手区間については、時津工区の完成後、すみやかに着手できるよう、昨年度から有識者で構成する西彼杵道路計画検討委員会を開催し、概略ルートやインターチェンジの位置、整備の優先順位の検討を進めており、今年度中に取りまとめを行うこととしている。

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化

- ・長崎南北幹線道路の未整備区間のうち長崎市茂里町から時津町までについては、一昨年9月以降、学識者や地元関係者等によるルート選定委員会での議論を重ね、昨年3月に委員会からの提言を受けた。現在、その提言内容を踏まえ、詳細な技術的考察を行いながら都市計画決定に向けた計画案の検討を進めているところである。当路線は、市街地を通過し、地域住民への影響が大きいことから、実現には地域との合意形成が大変重要になるので、関係市町としっかり連携して取り組んでまいりたい。

④有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

- ・諫早市から鹿島市間は、広域道路の検討区間として位置づけられているものの、候補路線には指定されていないことから、これまで県としては、有明海沿岸道路の計画の明確化を国へ要望してきた。
- ・こうした中、一昨年度新たに制度化された「重要物流道路制度」を契機とし、中長期的な観点から、新たな広域道路交通計画の策定を進めているところであり、新たな計画に位置づけるべく、今後も国や佐賀県など関係機関と調整を図ってまいりたい。

⑤東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の計画段階評価への早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

- ・国においては、今年度より、事業化の前段階となる計画段階評価へ着手される見通しとなったことから、早期の事業化が図られるよう沿線自治体とともに、国に働きかけて行く。

（3）幹線道路の整備について

①一般国道205号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

- ・江上交差点の立体化については、昨年3月に完成しており、交通渋滞の解消に寄与しているところであり、残る区間の早期整備についても国へ要望している。

②長崎外環状線（新戸町IC～江川IC間）の早期完成

- ・昨年度に引き続き、用地取得や工事の推進に努めている。

③一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

- ・用地取得及び工事を推進されている。(地盤改良工、橋梁工等)

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパスの早期事業化

- ・今年度より国も含めて議論を進めているところであり、実施可能な整備のあり方及び手法の検討について、県としても、積極的に取り組んでまいりたい。

④一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

- ・測量設計を推進されている。

イ 大村拡幅の早期完成

- ・工事を推進されている。

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

- ・当区間については、交通の状況や周辺道路の整備状況を見ながら、地元諫早市の意向を踏まえ国と意見交換してまいりたいと考えている。

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

- ・新大工・馬町交差点については、国、県、市及び県警と合同勉強会を開催し、協議を行ってきており、今後も円滑な協議に努めてまいりたい。

⑤一般県道大村外環状線（都市計画道路池田沖田線竹松工区）の早期整備

- ・令和3年完成を目指し用地取得を進めるとともに、改良工事を進めるなど事業の進捗に努めている。

⑥一般国道207号の早期整備

ア 佐瀬拡幅の早期整備

- ・令和2年度の完成を目指し、工事を進めている。

イ 佐瀬拡幅の延伸

- ・現在、事業中の佐瀬拡幅が今年度完成することから、連続する区間の事業化について国と協議を行っている。

ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備

- ・早期供用に向け、用地取得を推進している。

⑦一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の早期整備

ア 一般国道207号長田バイパス交差点から一般国道34号

- ・今後の周辺道路の整備や交通状況などを踏まえ、整備効果及び必要性などを調査検討していく必要があると考えている。

⑧一般国道202号福田バイパスの早期事業化

- ・多額の整備費用が必要となるなど、費用対効果の面で課題があることから、整備の実施は長期的課題と考えている。

⑨一般国道499号（栄上工区、岳路工区）の早期完成

- ・「栄上拡幅」と「岳路拡幅」で事業中であり、両工区ともに用地取得及び工事を推進している。

⑩一般国道382号の整備促進

- ・「美止々～佐護バイパス」は、測量及び設計を推進し、「樫滝拡幅」は、用地取得及び改良工事を実施しており、「畠ヶ浦バイパス」は、設計を実施している。

⑪一般国道384号の整備促進

- ・「黒瀬拡幅」は、用地取得に着手している。

⑫一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

- ・「多比良バイパス」は用地取得及び工事を推進し、「国見拡幅」は用地取得を推進しており、「坂上下拡幅」は用地取得及び工事を推進し、今年度末に一部供用を予定している。

⑬（主）佐世保日野松浦線・（一）佐世保世知原線（棕呂路[仮称]・板山[仮称]トンネル）の整備促進

- ・佐世保世知原線の板山工区は、昨年度からトンネル工事に着手し、引き続きトンネル工事を進めている。
- ・佐世保日野松浦線の棕呂路峠周辺については、「木浦原工区」、「稗木場工区」において、改良工事を進めている。

⑭主要地方道野母崎宿線の早期整備

- ・主要地方道野母崎宿線は幅員狭小区間を優先して整備している。今後も引き続き、大崎工区や春日工区など事業中箇所を整備促進を図っていく。

⑮主要地方道巖原・豆酏・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進

- ・主要地方道巖原・豆酏・美津島線において、「吹崎工区」は用地取得を進めており、「尾浦～安神工区」は昨年度着手したトンネル工事を推進している。
- ・上対馬豊玉線の未整備区間である曾～櫛間の位ノ端工区については、測量設計を進めている。

⑯主要地方道福江富江線及び福江荒川線の国道昇格と整備促進

- ・主要地方道福江富江線においては、浜工区、本山工区において事業中であり、今年度は、浜工区で用地取得と改良工事、本山工区で用地取得を実施し、事業進捗を図っているところである。
- ・当路線では、改良工事等が進められ概ね改良済みであり、当路線沿線において、近年大きな状況変化はない。また、全国的にも県道を国道昇格への動きがないこと、国道に昇格してのメリットもないことから、国道昇格は難しいと考えている。

(4) 架橋の実現について

①九州西岸軸構想の中核となる島原天草長島架橋構想の推進

- ・国の海峡横断プロジェクトは平成20年に凍結されるなど、本構想の推進はきわめて厳しい状況にあるが、三県架橋は県境を越えた連携を可能にし、産業や観光等の面で大きな役割が期待できるとともに、大規模災害時の避難路・輸送路として必要なプロジェクトであり、その実現に向けて、熊本、鹿児島県両県と連携し、構想推進地方大会や地域間交流連携事業等の取組を通じて本構想の機運情勢を図るとともに、調査の再開に向けて今後とも国に対し粘り強く働きかけていく。

②嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

- ・事業規模が大きく事業費が多額であり、昨今の公共事業を取り巻く厳しい状況の中では、現時点での実現は困難と考える。

③松島架橋の早期実現

- ・事業規模が大きく事業費が多額であり、昨今の公共事業を取り巻く厳しい状況の中では、現時点での早期実現は困難と考える。

④大村湾横断道路構想の推進

- ・長期的な課題と考えている。

2. 地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方においても無電柱化を推進することが求められている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

道路維持課

【予算額】(R2)	546,000千円
(R3.2補正要望)	602,000千円
(R3要望)	464,000千円

(措置状況)

・国においては、令和2年度から、個別補助制度である「無電柱化推進計画事業補助制度」が創設され、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備について、計画的かつ重点的に支援することとなった。

・本県においても、当支援事業の対象要件となる「長崎県無電柱化推進計画」について、平成30年度に策定しており、計画に基づき電線管理者と十分連携を図りながら無電柱化を計画的に推進していきたい。そのためにも、関係予算の確保等について、国へ働きかけていく。

・地上機器の設置スペースなどの技術的な課題については、引き続き国の動向を注視するとともに、電線管理者と共に柱状トランス方式など様々な手法の活用を検討しながら課題を解決していく。

3. 港湾の整備促進について

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

港湾課

【予算額】

(令和2年度) 6, 519, 135千円

(令和3年度) 8, 346, 170千円 (松が枝地区造船所移転補償費含む)

(措置状況)

県管理港湾の整備状況は、以下のとおりである。

【長崎港】

- ・長崎港へのクルーズ客船寄港の増加に対応するため、松が枝地区国際旅客埠頭2バース化事業が今年度新規事業化された。事業着手にあたり造成予定地の2造船所を移転する必要があるため、2造船所の移転補償の調査を行っている。
- ・県南唯一の外貿貨物ふ頭である小ヶ倉柳地区貨物ふ頭において、コンテナ貨物増加に対応するため機能拡充を行っており、今年度は用地舗装や保安機器等の整備を行った。

【厳原港】

- ・厳原港現ターミナルの混雑解消と既存岸壁等の老朽化のためターミナル機能の再編事業を進めており、国事業により国内フェリー航路用の岸壁整備、市事業により新国内ターミナル整備、県では高速船用の岸壁整備を行っている。今年度は、市事業の新国内ターミナル(令和2年度12月供用開始)整備に併せて、県では周辺整備となる岸壁、駐車場や道路の整備進捗を図った。

【肥前大島港】

- ・港湾荷役の効率化や円滑化を図るとともに、背後は西海市による工業用地造成を併せて行い、新たな雇用創出を目指して地域活性化を図ることとしているが、県事業である岸壁2バースやふ頭用地ほかの令和2年度完成に向けて、整備促進を図っている。

【口ノ津港】

- ・南島原市の口之津みなとまちづくり計画に基づき、県市一体となりフェリーふ頭を再編し、新たなターミナルビル(令和2年3月完成)や駐車場及び緑地等を整備することにより、港を中心としたにぎわいあるまちづくりの形成を行っているところだが、遊覧船等発着の浮棧橋製作や据付の整備を行っている。

港湾整備予算については、国へ積極的に要望を行っており、補正予算も含め港湾予算の確保に努めている。

第9 農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

農産園芸課

【予算額】(令和2年度)5,942億円(国) (令和3年度)5,774億円(国)
(措置状況)

産地交付金の交付対象作物については、各地域農業再生協議会において協議し設定することとなっているが、具体的な活用方法などで困りごとがあれば、個別にご相談いただくようお願いする。

県としては、地域振興作物の生産拡大や団地化等を積極的に推進するため、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金の安定的かつ十分な予算確保について政府施策要望を実施しているところであり、引き続き、国に対して必要な予算の確保を働きかけていく。

また、市町の事務負担の軽減については、現在、国において補助金・交付金の申請手続きなどのオンライン化が進められており、令和3年度以降、「農林水産省共通申請サービス」が本格的に運用開始されることから、これを機に市町の事務負担軽減が図られるよう、県としても担当者会議等を通じて、国に対して円滑な実施を働きかけているところである。

【令和3年度概算決定額】 ※ () 内はR2当初予算

・畑作物の直接支払交付金	1,985億円	(2,163億円)
・水田活用の直接支払交付金	3,050億円	(3,050億円)
・米・畑作物の収入減少影響緩和対策	654億円	(644億円)
・経営所得安定対策等推進事業等	83億円	(85億円)
・地理情報共通管理システムの開発	2億円	()
合 計	5,774億円	(5,942億円)

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

農村整備課

【予算額】(令和2年度) 7,108百万円
 R3.2月経済対策 5,152百万円
 (令和3年度) 5,858百万円

(措置状況)

農地の基盤整備をはじめとする本県の農業農村整備事業を計画的に推進していくためには、当初予算での必要額の確保が大変重要であることから、県では、当初予算における農業農村整備事業関係予算の確保・充実を重点項目に位置づけ、政府施策要望を実施しているところである。

国の令和3年度当初予算は、前年度比0.3%増の4,445億円となっており、これに令和2年度補正予算(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策費及びTPP関連対策費)を加えた令和3年度の実質予算は6,300億円と、前年度とほぼ同額が確保されたが、当初予算のみでは、予算が大幅に削減される前の平成21年度当初予算に対し、依然として8割に満たない水準(77.0%)にとどまっている。

県としては、今後ともあらゆる機会を捉え、当初予算による必要額の確保と本県への重点配分を国に対して強く働きかけていきたい。

○令和3年度 農業農村整備事業関係予算

単位：億円、%

	R元年度 補正 ①	R2年度 当初 ②	臨時・特別 の措置 ③	R2実質予算 ④=Σ①~③	R2年度 補正 ⑤	R3年度 当初 ⑥	R3実質予算 ⑦=⑤+⑥	⑦/④
国予算 (国費)	1,542	4,433	540	6,514	1,855	4,445	6,300	96.7
県予算	42.8	56.5	14.6	113.9	51.5	58.6	110.1	96.7

※県予算欄は、予算要望額ベースで記載

当初計 71.1

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、ますます被害が拡大している。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年アライグマやアナグマ、シカ等による農作物被害も急増していることから、国の実施要領別記3第3の「その他の獣類」の上限単価の見直しや国の捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

農山村対策室

【予算額】

(令和2年度) 10,010百万円(国) 890百万円(県)

(令和3年度) 11,005百万円(国) 1,046百万円(県)

(措置状況)

捕獲報奨金の見直しに伴う県単独の支援措置について、県としては来年度も実施する方向で令和3年度当初予算(案)に必要な経費を計上し、県議会へ提出することとしている。

捕獲活動経費の単価の見直しについては、九州地方知事会を通じて国に対する要望活動を行っているところであり、また、国の捕獲経費や処分経費等に対する補助については、市町の当初要望に対して国から十分な予算割当が行われていないため、県では、継続的に事業を実施できるよう政府施策要望において必要な予算の確保を要望しており、今後も引き続き、国に対して鳥獣被害防止総合対策交付金等の予算確保を働きかけていく。

なお、広域的かつ総合的な被害対策の推進については、まずは県下7地域に設置されている広域協議会において、防護・棲み分け・捕獲の3対策を総合的に推進するとともに、捕獲したイノシシの処理や利活用方法などを含めた被害防止体制の充実強化について具体的な検討を進めていただくよう、あらためてお願いする。

○1頭(羽)あたりの上限単価

イノシシ、シカなどの成獣	7,000円
(焼却処分等施設へ搬入確認した場合)	8,000円)
(処理加工施設へ搬入確認した場合)	9,000円)
その他獣類(イノシシ、シカの幼獣含む)	1,000円
鳥類	200円

○広域協議会の設置

- ・長崎・西彼地域有害鳥獣対策協議会(長崎市、西海市、長与町、時津町)
- ・諫早・大村地域鳥獣被害防止対策協議会(諫早市、大村市)
- ・東彼杵地域有害鳥獣被害防止対策協議会(東彼杵町、川棚町、波佐見町)
- ・島原半島地域野生鳥獣被害防止対策協議会(島原市、雲仙市、南島原市)
- ・県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会(佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町)
- ・壱岐・対馬有害鳥獣対策協議会(壱岐市、対馬市)
- ・五島広域鳥獣被害防止対策協議会(五島市、新上五島町)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

農政課、農産園芸課

【予算額】

(令和2年度)

産地生産基盤パワーアップ事業 R1補正 34,750百万円(国)

新構造改善加速化支援事業(R2終了) 179,123千円(県)

チャレンジ園芸1000億推進事業 86,847千円の内数(県)

(令和3年度)

産地生産基盤パワーアップ事業 R2補正3 4,160百万円(国)

ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業(R3新規)163,481千円(県)

ながさき型スマート産地確立支援事業 101,129千円の内数(県)

(措置状況)

○農業機械の更新等について

国及び県の補助事業では、農業者の規模拡大や高付加価値化、機能向上等につながる取組を対象としており、補助事業により整備した農業機械の単純な更新(同種・同能力の導入)については新たな事業効果が発生しないことから、補助対象とすることは困難である。

ただし、国の産地生産基盤パワーアップ事業の生産基盤強化対策において、後継者不在の農地等の生産機能を担い手や農作業受託組織等に継承するために必要な農業機械の再整備・改良は補助対象となっているので、個別にご相談いただきたい。

○施設の長寿命化等について

県では現在、チャレンジ園芸1000億推進事業において、産地の維持・拡大対策として、老朽化した農業用ハウスの改修・補強や遊休施設の移転を支援しており、令和3年度からは「ながさき型スマート産地確立支援事業」において同様の支援を行うこととしている。

また、国の産地生産基盤パワーアップ事業の生産基盤強化対策において、新規就農者や担い手への継承に必要な農業用ハウスの再整備・改修などが補助対象となっているので、個別にご相談いただきたい。

< 参 考 >

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱 別記1 IIのII-1

第2の1 事業の実施基準

(9) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

農業経営課

【予算額】

(令和2年度) 2,451百万円(国)

100,604千円(県)

(令和3年度) 2,450百万円(国)

102,827千円(県)

(措置状況)

環境保全型農業の推進は、地球温暖化防止や生物多様性保全につながる重要な取組であることから、県ではこれまでも、市町の推進事務費を含めた必要な予算の確保について政府施策要望を実施してきたところであり、今後も継続して国に働きかけを行っていく。

なお、全国の交付金要望額が予算額を超過した場合、過年度の各都道府県の実施状況(執行率や不用額)を考慮したうえで都道府県に割当内示が行われるため、県としては執行状況を早期に把握し再配分を行うなど、できる限り不用額が生じないように取り組んでいるところであり、市町においても、要望額の精査に努めるとともに事業の進捗状況等に十分留意していただきたい。

【令和2年度の長崎県における交付金要望額に対する充足率】

・環境保全型農業直接支払交付金

要望額：59,754.8千円 交付額：59,754千円 充足率：99.9%

・環境保全型農業直接支払推進交付金

要望額：3,268千円 交付額：2,267千円 充足率：69.4%

【令和3年度概算決定額】 ※ () 内はR2当初予算

・環境保全型農業直接支払交付金 2,360百万円(2,360百万円)

・環境保全型農業直接支払推進交付金 90百万円(90百万円)

合 計 2,450百万円(2,451百万円)

2. 水産業の振興対策について

(1) 養殖トラフグの消費拡大について

近年、中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。

このような状況の中、平成28年9月に中国国内におけるフグ食の解禁が実現したが、中国国内において養殖され加工した製品の流通を認めるもので、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。

こうした状況を踏まえ、中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のPRを行い、トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進並びに県内・県外の消費者に向けたトラフグの販売促進及び消費拡大への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

水産経営課、水産加工流通課

【予算額】

(令和2年度)

○成長産業化のための養殖産地育成事業 32,422千円

(うち、育成計画策定、中核グループ協業化等にかかる支援分 29,142千円)

○売れる商品開発・生産加工連携による販売力強化事業 32,861千円

(うち、商品開発、販路開拓PR活動等にかかる支援分12,500千円)

(令和3年度)

○成長産業化のための養殖産地育成事業 23,081千円

(うち、育成計画策定、中核グループ協業化等にかかる支援分 20,834千円)

○県産水産物国内販売強化事業 34,110千円

(うち、商品開発、販路開拓PR活動等にかかる支援分21,000千円)

(措置状況)

1. 適正な養殖生産量について

トラフグ養殖については、これまでも生産量の増減に合わせ魚価が大きく変動していることから、生産者に対し種苗の過剰な池入れとならないよう継続して指導しているところであり、関係市におかれても、同様の指導継続をお願いしたい。

平成31年度は、養殖トラフグの県内主要産地で、市場ニーズや販路拡大に対応するための中核グループの取組をとりまとめた「養殖産地育成計画」の実践支援を行っている。

2. 漁業共済制度への加入について

養殖経営の安定化を図るため、引き続き県漁業共済組合と連携し、災害や市場価格の下落に対応できる養殖共済及び積立ぶらすへの加入促進に向けて普及啓発に取り組んでいる。

市におかれても、同様の指導継続をお願いしたい。

3. 販売促進について

(1) 中国を含む各国のフグに関する規制については、今後も水産庁等、国の機関を通じて注意深く情報収集に努めてまいりたい。

(2) 県内、県外の消費者に向けた長崎県産養殖トラフグの販売促進・消費拡大については、県漁連、関係団体等が行う県内外でのフェアの実施等による販路拡大の取組に支援を行っている。

(3) 特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減退により、在庫の滞留等が発生したため、県漁連等が取り組むネット販売や学校給食への食材提供等の取組を支援することで県内外での消費拡大を図った。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

漁港漁場課

【予算額】

(令和2年度)沈廃船放置車両処理委託7, 115千円

(令和3年度)沈廃船放置車両処理委託4, 000千円

(措置状況)

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化

放置船対策は漁港漁場整備法の規定に基づき各漁港管理者の責務となっている。

県では、放置船対策は海上保安庁との連携が不可欠であると考え、平成28年11月に「長崎県港湾漁港放置廃船対策協議会」を立上げ、第七管区海上保安本部をはじめ長崎・佐世保海上保安部や県警察本部参画の下、悪質事案に対する是正措置や放置廃船の発生抑制策等の検討、情報共有を行っている。

平成29年度からは海保・県警・県の3者による放置廃船合同パトロールを長崎、佐世保、平戸、五島、上五島、対馬、平戸の各地区で順次実施し、撤去が確認されるなど成果もあがっている。

今後とも、放置船の情報収集や有効な取組み事例について情報共有を図るなど、関係機関と連携を密にし、監視強化に努めることとしている。

また、市町が管理する漁港の放置船対策は、漁港管理者である各市町が取り組む課題であり、当協議会への積極的な参画等を含めて、放置船対策に取り組んでいただきたい。

漁業振興課

【予算額】

(令和2年度)漁船登録等事務費11,524千円

(令和3年度)漁船登録等事務費11,524千円

(措置状況)

②登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

○漁船登録票返納届による漁船登録を抹消するにあたって、抹消事由が解てつ(廃船)の場合は、廃船処理業者の証明書等で処理を確認しているほか、漁船の検認(5年に1度)時には登録漁船の現認をおこなっている。

○平成30年4月から、漁船登録票返納の理由が陸上保管の場合にあっては、漁船法施行細則で定める漁船登録票返納届の様式を改正し、保管場所の所在地及び土地所有者名の記載を求め、解てつの場合にあっては、漁船登録の手引きを改正し、産業廃棄物処理の事実を証する書類等の添付を求めており、状況確認手続きの充実を図っている。

(3) 漁業就業者対策の充実について

- ① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。
- ② 次代を担う漁業後継者育成事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設するよう国に働きかけること。

水産経営課

【予算額】

(令和2年度) 70, 147千円 次代を担う漁業後継者育成事業

(令和3年度) 79, 304千円 ひとが創る持続可能な漁村推進事業

(措置状況)

①新規就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ

SNS や YouTube 等を通じた幅広い情報発信による県内外の幅広い年代の漁業就業希望者の呼びみや県内高校生の就業促進に取り組むとともに、就業希望者に対する技術習得研修を実施。また、移住者や漁家子弟等、対象に応じた支援制度に加え、経営開始後の漁業技術向上・経営の多角化に向けた研修支援制度を構築し、就業から独立後の経営安定までフォローアップしている。

令和3年度からは「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」において、地域が自ら魅力を発信し、人を呼込む体制の構築、兼業も含めた農山漁村における多様な働き方の推進等により、幅広い人材を漁村に呼込む仕組づくりを推進するべく予算要求しているところ。

●ひとが創る持続可能な漁村推進事業 (R3~)

- ・情報発信、呼込・受入 (事業主体：県、市町、1/2 補助)

就業希望者に向けた情報提供、呼込活動及び受入体制の強化と、就業前の短期体験研修や水産教室、就業支援フェアの開催などによる水産業界への就業促進

- ・漁村づくり (事業主体：県)

外部の視点による漁村の魅力発掘や課題の洗い出し、漁村に人を呼び込むための方法を住民自らが考えるきっかけ作りのため外部コーディネーターの派遣、地域分析の委託。

漁村への移住希望者をターゲットとした短期の漁業体験イベントの実施。

- ・漁業就業実践研修事業 (事業主体：市町、補助率 1/2)

就業形態に応じた(「経営者育成コース」「従業者育成コース」「漁家子弟コース」「兼業漁師コース」)効果的な漁業技術習得の支援(指導者謝金、保険加入料、漁業資材購入費等)

- ・新規就業者の技術向上及び経営不振者の漁業種類転換・多角化支援 (事業主体：市町、補助率 1/2)

経験の浅い新規漁業就業者及び燃油高騰等により経営が悪化している漁業者に対する研修支援

②新規漁業就業者への給付金の支援制度創設の国への働きかけ

独立して新規に漁業経営を開始する者に対して、経営確立までを支援する資金を創設するよう、引き続き国に要望していく。なお、漁船取得については、水産業界競争力強化漁船導入緊急支援事業(リース事業)や離島漁業新規就業者特別対策事業交付金等も有効に活用されたい。○平成30年4月から、漁船登録票返納の理由が陸上保管の場合にあつては、漁船法施行細則で定める漁船登録票返納届の様式を改正し、保管場所の所在地及び土地所有者名の記載を求め、解てつの場合にあつては、漁船登録の手引きを改正し、産業廃棄物処理の事実を証する書類等の添付を求めており、状況確認手続きの充実を図っている。

第10 地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

企業振興課

（措置状況）

○ 要望の趣旨については、経済産業省に伝え、次のとおり回答を得ている。

① 地方税の減収補てん措置は、地方公共団体の共有財源である地方交付税を用いた例外的な財政措置であり、措置の対象は必要最小限のものとすべきであるとされている。

〔「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）〕

② 機械装置等の償却資産については、原則として過疎法、離島振興法など条件不利地域を対象として減収補てんの対象としており、条件不利地域に限らない地域未来投資促進法において、機械装置を減収補てんの対象とすることについては慎重な議論が必要とされている。

③ 地域未来投資促進法の策定時において、総務省に対して機械・装置の追加を要望したが、上記の観点から適用不可とされた経緯がある。

2. 工業団地の整備について

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その補助率の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

企業振興課

【予算額】(令和2年度)1,016,976千円 (令和3年度)622,098千円
(措置状況)

工業団地の整備については、企業の立地により最も大きな受益がある地元市町が主体となり、県が補助金等で支援を行うことで整備を促進するとしており、場所の選定など検討段階から市町と連携して取り組んでいる。

補助金については限度額を設けず、特に大規模団地整備については、整備補助のほか、起債の償還利子に対しても最大1/2の補助を行うものとなっており、全国的にも手厚い制度としている。

今後とも、市町と連携して、企業ニーズに応じた優良な工業団地整備を促進していく。

また、県では、誘致企業向けの優遇制度について、他県に劣らない制度を設けており、加えて、誘致企業に対する採用支援等のアフターフォローを強化するなど、県産業振興財団、市町が一体となって、企業誘致を推進していく。

3. V・ファーレン長崎への支援について

全県をホームタウンとするV・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- (1) 県内全市町で構成する「V・ファーレン長崎自治体支援会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- (2) V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてV・ファーレン長崎との連携を図ること。
- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会とするなど、県内自治体及び県民が広く参加できるイベント等の実施及びアウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースで県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取り組みを図ること。
- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

スポーツ振興課

【予算額】

(令和2年度)「スポーツ・夢づくり」推進事業：18,896千円

(令和3年度)プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業：22,691千円

(措置状況)

V・ファーレン長崎の支援については、県内全自治体で構成する「V・ファーレン長崎 自治体支援会議」において、集客支援等について協議を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった2020シーズンを除いて観客動員数は増加傾向にあること、財務基盤も改善されてきていること、また、V・ファーレン長崎が積極的に地域貢献活動に取り組んでおり、今後も更なる連携の強化が求められていること、更には、各自治体からクラブへの「支援」という形から、双方が「連携」して地域課題の解決を目指す段階に進展していることから、各自治体とクラブとの合意により、会議名を「V・ファーレン長崎 自治体連携会議」と改称することとした。ただし、集客支援については、引き続き、県が主導して、各自治体とV・ファーレン長崎との連携を促進し、県民応援フェア等を実施、併せて、V・ファーレン長崎後援会の協力を得て、経済界からの視点を活かし、県民みんなで応援する機運の醸成を図っていく。

また、V・ファーレン長崎の地域貢献活動に関しては、当会議を活用し、V・ファーレン長崎と市町における積極的な取組を働きかけていく。

アウェイサポーターの呼び込みについては、令和3年度より県の新規事業として取り組んでいく。アウェイサポーターが多く来県すると見込むクラブを選定し、当該クラブのホームゲームでV・ファーレン長崎と対戦する際に、長崎県の観光・物産のPRやトラスタ観戦チケットの抽選を実施し、来県された際は、アウェイサポーター対象に県産品が当たる抽選会を実施するなどして長崎ファンの創出に取り組む。

ホームゲーム観戦のための交通費支援については、ホームタウンである各市町において、招待事業等での対応について検討をお願いしたい。

●V・ファーレン長崎自治体支援会議（自治体連携会議）

【第一回】

1. 日時・場所：令和2年7月22日（水）長崎県庁
2. 内容：(1) V・ファーレン長崎からの報告
(2) 今年度の県民応援フェアについて
(3) 来年度以降の取組について
(4) V・ファーレン長崎からの提案

【第二回】

1. 日時・場所：令和2年11月11日（水）長崎県庁
2. 内容：(1) 本年度の県民応援フェアについて
(2) 来年度における県の取組について
(3) V・ファーレン長崎との連携事業について
(4) 本会議のあり方について

【第三回】

1. 日時・場所：令和3年2月9日（火） リモート開催
2. 内容（案）：
 - (1) 県民応援フェアについて
 - (2) 来年度における県の施策について
 - (3) 2021シーズンのサンクスマッチについて
 - (4) 2021シーズンの地域貢献活動について

●**県民応援&県産品愛用フェア**

1. 日 時：令和3年2月27日（土）
2. 対戦相手：ツエーゲン金沢
3. 実施内容（予定）：県内特別支援学校生徒200名無料招待、スポーツ体験コーナー、観光・物産PRコーナー、ハーフタイムにおける21市町特産品抽選会

第 1 1 学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制について対象を現在の小1・2・6、中1の4学年から、全学年に拡充するとともに、小学1、2年生を30人学級とし、その他の学年は35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

義務教育課

(措置状況)

(1) (2)

○少人数学級編制と少人数指導のための教員配置については、国からの基礎定数と加配定数を活用し実施しており、県単独で少人数学級編制や少人数指導の教員を拡充することについては、財政的に困難である。

国では、義務教育標準法を改正し、令和3年度から、少人数による指導体制の計画的な整備として小学校の学級編制の標準を35人に計画的に引き下げることとしている。引き続き、加配定数の確保等、必要な措置に努めていきたい。

(3)

○本県は義務標準法に則って複式学級の学級編制基準を定めており、その引き下げについては県単独による予算措置が必要となり財政的に困難である。

なお、複式学級を有する学校に対しては、複式学級の状況等に配慮しながら、複式学級支援のための非常勤講師を配置しており、引き続き学校の実情を考慮しながら非常勤講師の配置をしていきたい。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

教育環境整備課

(措置状況)

○公立学校の施設等の整備に伴う費用については設置者が負担することになっており、県が市町に対して補助を行うことは難しい。

○なお、少人数学級編制の実施にあたり、校舎の内部改造や整備資格面積の範囲内での増築など、工事を行う場合の国庫補助申請に係る相談や事業採択に向けた国との協議、国の予算等に関する情報提供等について、今後とも県としてできる限りの支援を行うとともに、国に対する要望等も行っていきたい。

【国への要望等】

安全・安心で豊かな教育環境の整備が保障され、各地方公共団体の計画する事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設の整備に係る財源の確保と実情に即した単価の引き上げ等について、今年度実施した主な要望活動は次のとおり。

○政府施策要望(令和2年6月)

○全国施設主幹課長協議会要望(令和2年6月)

○全国知事会要望(令和2年6月)

○全国都道府県教育長協議会、全国都道府県教育委員協議会要望(令和2年7月)

○全国公立学校施設整備期成会要望(令和2年11月)

【令和3度文部科学省予算(案)】

○公立学校施設整備費予算

・ 2,050億円 (前年度1,771億円) 増減 +279億円
(R2補正1,362億円、R3当初688億円)

○国の補助事業

●学校施設環境改善交付金

- ・ 耐震化事業(不適格改築、補強、防災機能強化等)
- ・ 大規模改造事業(老朽、少人数指導などの教育内容、トイレ改修、空調設置、余裕教室等)
- ・ 障害児等のために実施する大規模改造(障害)事業
- ・ 小中学校の学校統合
- ・ 長寿命化改良事業(老朽施設の長寿命化)
- ・ 屋外教育環境施設 等

3. 派遣指導主事の配置について

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。については、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど人的な支援措置を講じること。

総務課

(措置状況)

○指導主事の配置については、主体的に市町独自の教育活動を行うために、学校設置者の責務として、市町予算での配置を行っていただきたいと考えている。

○なお、平成25年度から、県教育委員会と市町教育委員会の相互の人事交流制度を導入しているので、本制度を有効に活用していただきたい。

4. 養護教諭の配置について

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

義務教育課

(措置状況)

○養護教諭の配置については、義務標準法に基づき配置をしており、県単独予算での配置は、現在の厳しい財政状況下では困難である。

○平成24年度から、医師が常駐しない「しま部」の学校（令和2年度は2校）へ養護教諭を配置するとともに、平成26年度からは、学校の実態を総合的に判断し、1分校にも養護教諭を配置しているところである。

【国への要望等】

養護教諭の定数改善等について、今年度実施した要望活動は次のとおりである。

○全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会要望（令和2年7月）

5. 学校事務職員の配置について

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

教職員課

（措置状況）

○事務職員については、義務標準法に基づいて配置を行っており、基準を上回る事務職員の配置は県単独予算での措置となるため、県の財政的に困難である。

○教職員の配置に要する経費は、全国の教育水準の維持向上のために、国が負担すべきであると認識している。このため、国に対し、教職員のさらなる定数改善及び離島の小・中学校における事務職員を含めた加配制度の創設について、要望を行っているところである。今後も引き続き、あらゆる機会を活用しながら、国に働きかけてまいりたい。

○なお、事務職員未配置校における教職員の業務負担軽減を図ることも喫緊の課題と捉えており、そのための方策として、平成25年度から再任用短時間勤務職員を未配置校へ配置できることとした。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

高校教育課児童生徒支援

【予算額】

(令和2年度) 261,722千円 (R2.4補正対応) 18,500千円

(令和3年度) 270,313千円

(措置状況)

○長崎県では、市町の教育相談体制への支援として、令和2年度は、令和元年度より9校増の小中学校合わせて274校にスクールカウンセラーを配置するとともに、4月補正により予算を増額し、希望する全ての学校へ追加配置を行っている。また、未配置校からのスクールカウンセラー派遣要請に対しても、予算の状況により可能な限り対応している。

○スクールソーシャルワーカーについては、国の補助事業の実施主体となる中核市を除く19市町すべてに配置している。

○県の厳しい財政状況等から大幅な配置拡充は困難であるが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行により、その職務が法令に明記されるとともに、チーム学校の一員としてさらなる活用を図ることが求められており、今後も効果的な配置ができるよう取り組む。

○市町単独で小中学校に配置している「教育相談員」等に対する財政支援については、厳しい財政状況にあり困難であるが、さらなる教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に配置すること等を通して、市町の支援に努める。

【令和2年度】

・スクールカウンセラー配置

小中学校配置校数 274校 (小:137校、中:137校)

※参考:令和元年度 265校 (小:131校 中:134校)

・スクールソーシャルワーカー配置 19市町

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

義務教育課

(措置状況)

○アレルギー対策を含めた学校給食管理や食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置の重要性は認識しているが、栄養教諭・学校栄養職員は、義務標準法に基づいた配置をしており、県単独予算での配置は、現在の厳しい財政状況下では困難である。

○今後も、引き続き国に対して要望を行い、加配定数の確保に努めていきたい。

○なお、県で開発を行った「学校給食における食物アレルギー管理システム」を運用することにより、栄養教諭等の業務負担軽減につながると考えている。

【国への要望等】

栄養教諭等の定数改善等について、今年度実施した要望活動は次のとおりである。

○全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会要望(令和2年7月)

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

義務教育課

（措置状況）

○学校図書館法に基づき、平成15年度から12学級以上のすべての学校に司書教諭の資格をもつ教諭を配置しているところである。

○12学級未満のすべての小中学校に司書教諭を配置することは、有資格者の人事異動等の理由から困難である。

9. ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、ICTを効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員を育成し、その配置のための財政支援を国へ働きかけるなどにより、学校におけるICT教育環境の充実を図ること。

義務教育課

【予算額】

(令和2年度) 0 千円

(令和3年度) 104,180 千円

(措置状況)

○県では「ICT教育地区別研修会」(平成26年～平成30年)や「小学校プログラミング教育地区別研修会」(令和元年)を行ってきた。また、本年度はGIGAスクール構想についての不安を払拭するための啓発研修動画を全小中学校の教職員を対象に公開した。加えて、県教育センターでは、年間を通じて、教職員のICTスキルアップに関する研修・講座を実施しているところである。

○県教育センターにおいて、県内の教職員及び市町配置のICT支援員に対する技術的支援も行っているところである。また、ICT支援員配置のための財政支援については、全国都道府県教育長協議会を通じて国へ要望を行っている。

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について

- (1) 長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。
- (2) 長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

体育保健課・学芸文化課

【予算額】

(令和2年度)体育保健課 9,514千円、学芸文化課 4,057千円

(令和3年度)体育保健課 9,514千円、学芸文化課 4,057千円

(措置状況)

【長崎県中学校体育連盟】

○運動部活動が教育活動にもたらす意義は、県としても十分認識しており、中学生の健全育成と競技力の向上を図るとともに、保護者の負担軽減を図るため、中学校体育連盟を通して各種体育大会の開催と参加を促進するための支援を行っている。

○大変厳しい財政状況ではあるが、今後とも予算の確保に努めていく。

○令和2年度の県中学校体育連盟に対する補助

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 県中総体開催費補助 | (990千円) |
| ② 県中総体離島地区選手派遣費補助 | (6,192千円) |
| ③ 全国・九州大会派遣費補助 | (2,052千円) |
| ④ 九州大会開催費補助 | (420千円) |

【長崎県中学校文化連盟】

○文化部活動が教育活動にもたらす意義は、県としても十分認識しており、県内中学校の文化部活動の活性化のために必要な支援を行っている。

○大変厳しい財政状況ではあるが、今後とも予算の確保に努めていく。

○令和2年度の県中学校文化連盟に対する補助

- | | |
|------------------------|-----------|
| ①県中学校総合文化祭開催費補助 | (900千円) |
| ②県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助 | (742千円) |
| ③全国中学校総合文化祭派遣費補助 | (900千円) |
| ④文化活動推進校指定事業費補助 | (1,515千円) |

11. 特別支援学級編制基準の緩和について

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、教員1人で指導・対応を行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編成で、実態に応じた弾力的な学級編成ができるよう見直しを行うこと。

義務教育課

(措置状況)

○本県は義務標準法に則って特別支援学級の編制基準を定めており、その引下げについては県単独による予算措置が必要となり財政的に困難である。

○引き続き、国に対して、要望を行ってまいりたい。

12. 統合型校務支援システムの導入について

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、国における実証研究事業の効果について、各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して財政支援措置を講じるとともに、国にも財政支援措置を講じるよう働きかけること。

義務教育課

【予算額】(令和2年度)957 千円 (令和3年度)0 千円

(措置状況)

○県では、昨年度に引き続き、令和2年度も各市町の担当者が集まる委員会を開催し、先行導入している市町の運用における事例や運用にかかる協議等を行った。また、必要な情報については、逐次メール等による情報提供を行っているところである。

○今後の導入や運用に係る経費の財政支援措置については、全国都道府県教育長協議会を通じて国へ要望を行っている。

13. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、超過勤務の上限の目安時間として1か月で45時間、1年間で360時間を超えないように示された。

長崎県内21市町においても、超過勤務の縮減に向け取り組んでいるところであるが、教頭の超過勤務が課題となっている。

については、超過勤務の改善及び教育全体の質の向上を図るため、教頭の配置を教科別現員数の定数外とすること。

義務教育課

(措置状況)

○教頭の職務は、「校長（副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」と法で整理されており、教科定数に含まれ、教頭を教科定数から除くためには、県単独による予算措置が必要となり、財政上厳しい状況である。

○本県としては、教頭と同教科の教員を加配として配置したり、教頭の授業時数が10時間以上の場合は非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長や主幹教諭を配置することで、教頭が働きやすい環境を整えるよう努めているところである。